

三郷町 こども計画

笑顔と元気があふれ
すべてのこども・若者と
保護者が輝くまち



令和7年3月
三郷町

はじめに

本町では、三郷町のあらゆる面をすこやかにするという『すこやか未来都市さんごう』の実現をスローガンとして、さまざまな政策に取り組んでおります。

近年では、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化などに伴い、子育て環境は変化しています。また、社会状況の変化に応じて、こども・若者等が抱える課題も複雑化しており、多様なニーズへの対応が求められています。

このような状況を踏まえ、国においては、令和5年に「こども基本法」を制定し、こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが進められており、各自治体でこども計画を策定することの必要性が示されたところ

です。

本町においても、これらの社会の潮流や課題を踏まえ、社会全体でこども・若者・子育て家庭を支援する環境を整備していくため、「三郷町こども計画」を策定いたしました。本計画に基づき、こどもを持つことを望む人が、「最初の一人」「もう一人」を躊躇することのない、どんな状況になっても三郷町でなら希望を持って子育てをしていけると確信していただけるよう、仕事と子育ての両立が十分に図られ、そして家庭が経済的・社会的にも安定している環境づくりなど、こども・若者・子育て家庭に対する全方位的な支援をしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、活発なご議論をしていただきました「三郷町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等において貴重なご意見やご提案をいただきました皆様に、心より感謝を申し上げます。



令和7年3月

三郷町長 木谷 慎一郎

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の策定経過	5
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状	6
1 少子化の動向	6
2 家族や地域の状況	9
3 就業の状況	12
4 保育サービス等の提供状況	13
5 子育て支援サービス等の状況	22
6 アンケート調査等からみた子育ての状況	25
7 本町のこども・子育てを取り巻く現状と課題	34
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 基本目標	36
3 施策の体系	37
第4章 施策の展開	38
基本目標1 こども・若者まんなかのまちづくり	38
基本目標2 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり	40
基本目標3 こどもがすこやかに成長できるまちづくり	50
基本目標4 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり	55
基本目標5 こどもにとって安全で安心なまちづくり	64
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策	68
1 教育・保育提供区域の設定	68
2 こどもの人口の推計	69
3 子ども・子育て支援事業についての考え方	70
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	72
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	74

第6章 計画の推進にあたって.....	89
1 計画の周知徹底.....	89
2 計画の点検・評価.....	89
3 計画の推進体制.....	90
資料編.....	91
1 計画の策定経過.....	91
2 三郷町子ども・子育て会議条例.....	92
3 三郷町子ども・子育て会議委員名簿.....	94
4 用語解説.....	95

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子化が進行し、人口減少に歯止めがかからない状況において、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化のほか、児童虐待やいじめ、不登校件数の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は依然として深刻な状況です。

そのような中、本町では、家庭、行政、学校園、地域、事業者などさまざまな主体が協力しながら、次代を担う子どもがすこやかに生まれ育成される社会を実現するため、令和2年（2020年）3月に、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「第2期三郷町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、取り組みを進めてきました。

国においては、令和5年（2023年）4月に、「こども施策」を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるとともに、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が発足しました。また、同年12月には、こども基本法の制定に伴い、さらなるこどもに関する施策の推進に向けて、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こども大綱」を定めています。市町村は、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を策定することが、「こども基本法」第10条において努力義務とされ、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざす「こども未来戦略」（令和5年（2023年）12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年（2024年）6月に成立しました。

令和7年（2025年）3月に第2期計画の期間が終了することに伴い、こども・子育てに関する施策のさらなる充実を図るため、社会潮流や国等の動向を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」の見直しに合わせ、こども大綱のうち本町の实情に沿った内容などを勘案した「三郷町こども計画（令和7年度～令和11年度）」を策定し、こどもが笑顔ですこやかに成長できるまちづくりを進めるものです。

■こども・子育てに関する国の動向（法律・制度等の経緯）

年度	法律・制度等	内容
令和元年 (2019年)	「子供の貧困に関する大綱（第2次）」改定	<ul style="list-style-type: none"> ・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和2年 (2020年)	「少子化社会対策大綱（第4次）」改定	<ul style="list-style-type: none"> ・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和3年 (2021年)	「子供・若者育成支援推進大綱（第3次）」改定	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子供・若者のすこやかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和4年 (2022年)	「こども基本法」成立 (令和5年4月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和5年 (2023年)	「こども大綱」閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上
	「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもまんなか」の居場所づくりの実現 ・こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てを、こども・若者の居場所とし、こども・若者と一緒に居場所づくりを進めることが示された
令和6年 (2024年)	「こどもまんなか実行計画」決定	<ul style="list-style-type: none"> ・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示したアクションプラン
	「次世代育成支援対策推進法」改正	<ul style="list-style-type: none"> ・令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	「子ども・子育て支援法等の一部改正」	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・すべてのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 ・「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更 ・解消すべき「こどもの貧困」の具体化

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置付け

この計画は、「こども基本法」第9条に基づく「こども大綱」を勘案し、同法第10条第2項に規定する「市町村計画（こども計画）」として位置づけられます。

また、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条で規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定しています。

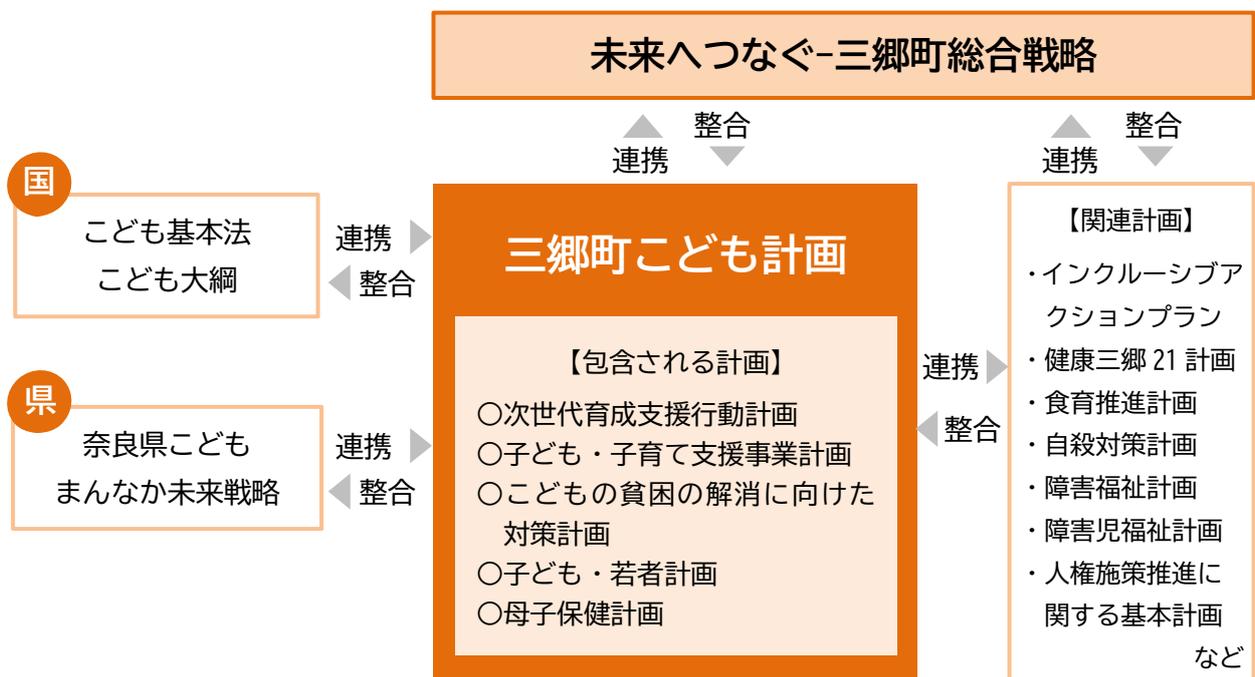
さらに、本計画には、次の計画に関する施策も含んでいます。

- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定する「市町村行動計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に規定する「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」
- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」
- 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」第11条に規定する「成育医療等基本方針に基づく市町村計画」

(2) 総合計画及び他の関連計画との関係

この計画は、本町のまちづくりの総合的指針である「未来へつなぐ-三郷町総合戦略」のこども・子育て・若者支援に関連する分野の個別計画として位置づけます。

また、この計画には、こどもと子育てを取り巻く教育、保健、医療、福祉、労働、住宅・都市基盤整備などの分野における「教育振興基本計画」、「障害児福祉計画」、「男女共同参画計画」などの関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。



3 計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）までの5年間で計画期間とします。



4 計画の対象

子ども基本法においては、「こども」の定義を、「心と身体の発達過程にあるもの」としています。本計画における「こども」の対象については、必要な支援やサポートが年齢によって途切れることのないよう、心と身体の発達過程にあるこどもや若者とします。

また、本計画の対象は、こどもや若者のみならず、その保護者及び家族、取り巻く地域社会すべてを対象とします。

5 計画の策定経過

この計画の策定にあたり、こども基本法第 11 条に基づき、こども施策の対象となるこども、またはこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるため、住民を対象としたアンケート調査やヒアリング等を実施し、さまざまな視点から分析を行いました。

(1) アンケート調査の実施

子育て世帯やこども・若者の生活実態や事業に関するニーズ等を把握することを目的に、町内の未就学児童及び小学生児童の保護者、小学校高学年・中学生及びその保護者、若者（16～39 歳）を対象にアンケート調査を実施しました。（調査実施の概要及び結果については、第 2 章「6 アンケート調査等からみた子育ての状況」を参照）

(2) こどもヒアリング調査の実施

こどもたちが学校や地域、町の取り組み施策等において、何に課題を感じているかを把握するため、町内の小中学生を対象としたヒアリングを実施しました。

(3) 子ども・子育て会議における審議

本計画の策定にあたっては、幅広い意見に基づく検討を行うため、住民、学識経験者、こども・子育てに関する機関・団体等で構成する「子ども・子育て会議」において計画内容の審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画について、町民から幅広い意見を聴取するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

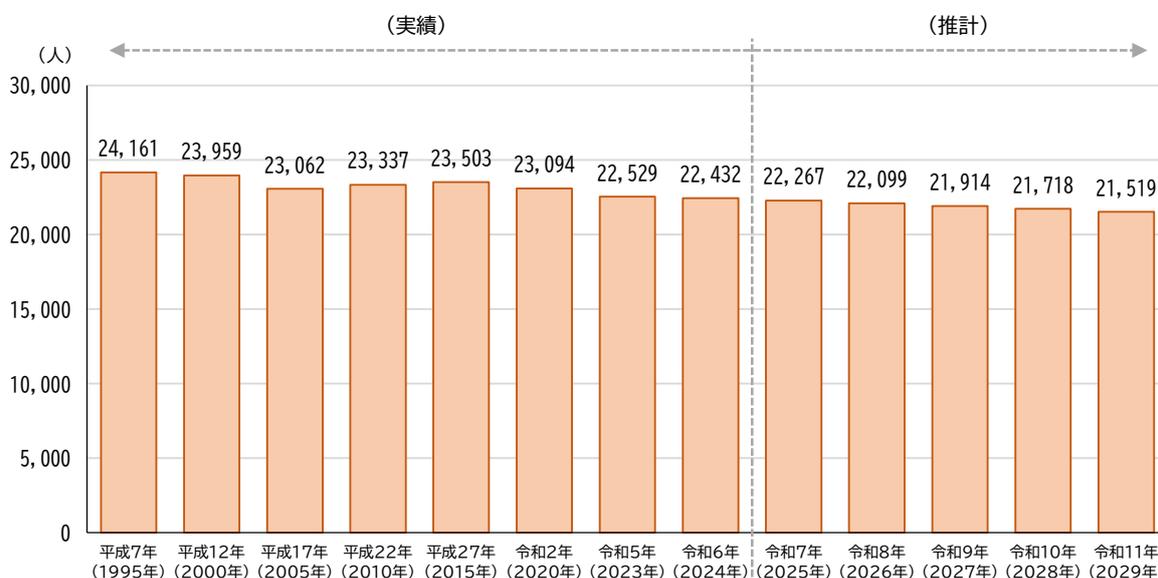
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状

1 少子化の動向

(1) 総人口の推移と推計人口

総人口の推移をみると、平成7年（1995年）から平成17年（2005年）まで減少し、その後、平成27年（2015年）まで微増しましたが、それ以降は減少傾向となっています。推計人口をみると、令和2年（2020年）以降、緩やかに減少し、本計画の最終年度である令和11年（2029年）には21,519人となる見込みです。

【総人口の推移と推計人口】



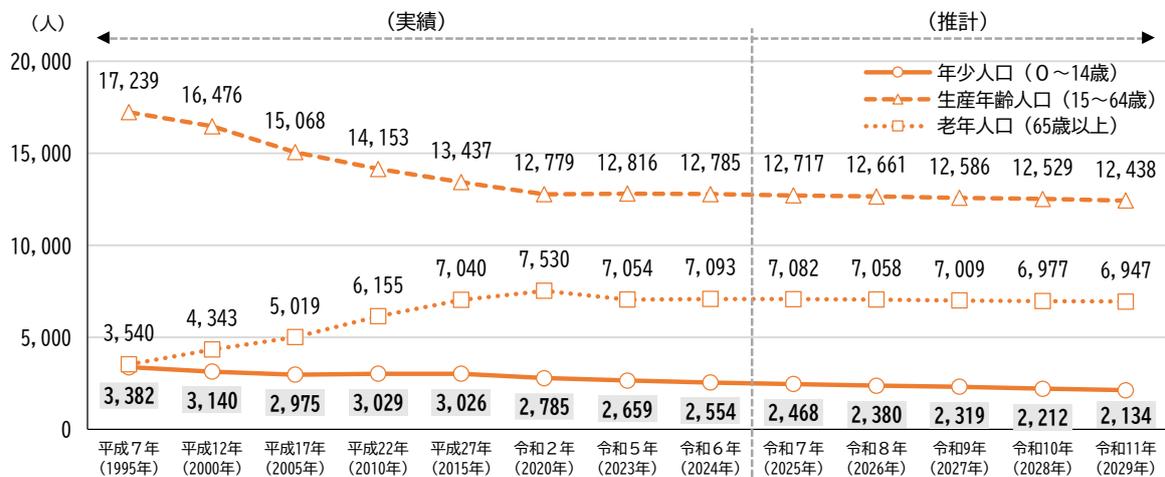
資料／（実績値）平成7年（1995年）～令和2年（2020年）：国勢調査、令和5・6年：住民基本台帳人口（4月1日）
（推計値）住民基本台帳人口（令和2年～令和6年）を基にコーホート変化率法により推計

(2) 年齢3区分別人口の推移と推計

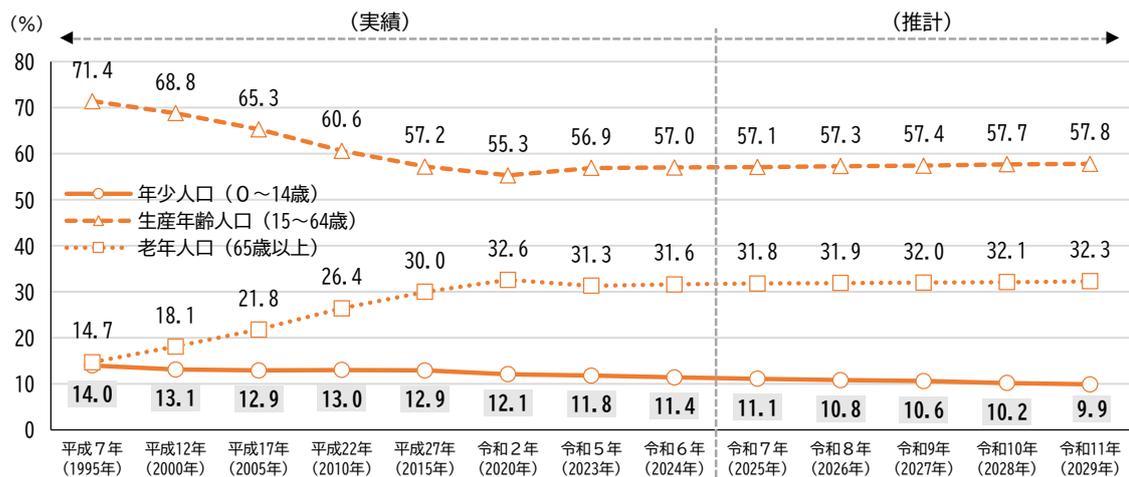
年齢3区分別人口の推移をみると、平成7年（1995年）以降、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっており、今後も減少傾向となっているのに対し、老年人口（65歳以上）は、令和2年（2020年）まで増加し、その後は、横ばいになっています。

割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）は下降傾向となっており、本計画の最終年度である令和11年（2029年）には9.9%と1割を下回る見込みです。

【年齢3区分別人口の推移と推計】



【年齢3区分別人口割合の推移と推計】



資料／（実績値）平成7年（1995年）～令和2年（2020年）：国勢調査、令和5・6年：住民基本台帳人口（4月1日）
（推計値）住民基本台帳人口（令和2年～令和6年）を基にコーホート変化率法により推計

(3) 人口動態

人口動態を令和2年（2020年）から令和5年（2023年）の期間で見ると、自然動態では減少傾向が続いています。社会動態では令和4年（2022年）に減少したものの、令和5年（2023年）には増加しています。

【人口動態】

(単位：人)

	自然動態			社会動態			社会・自然 動態増減	婚姻	離婚
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
令和2年 (2020年)	162	243	△ 81	881	838	43	△ 38	96	37
令和3年 (2021年)	153	286	△133	861	839	22	△111	90	40
令和4年 (2022年)	128	311	△183	831	902	△ 71	△254	71	38
令和5年 (2023年)	125	291	△291	923	849	74	△217	83	27

資料／人口動態統計、奈良県推計人口

(4) 出生の動向

本町の出生数は150～160人で推移していましたが、令和5年（2023年）には125人と減少しています。また、奈良県の合計特殊出生率は、全国に比べて低く推移していましたが、令和3年（2021年）以降は同程度の水準となり、令和5年（2023年）には上回っています。

【出生の動向】

	出生数（人） （三郷町）	合計特殊出生率 （奈良県）	合計特殊出生率 （全国）
令和元年 (2019年)	166	1.31	1.36
令和2年 (2020年)	162	1.28	1.33
令和3年 (2021年)	153	1.30	1.30
令和4年 (2022年)	128	1.25	1.26
令和5年 (2023年)	125	1.21	1.20

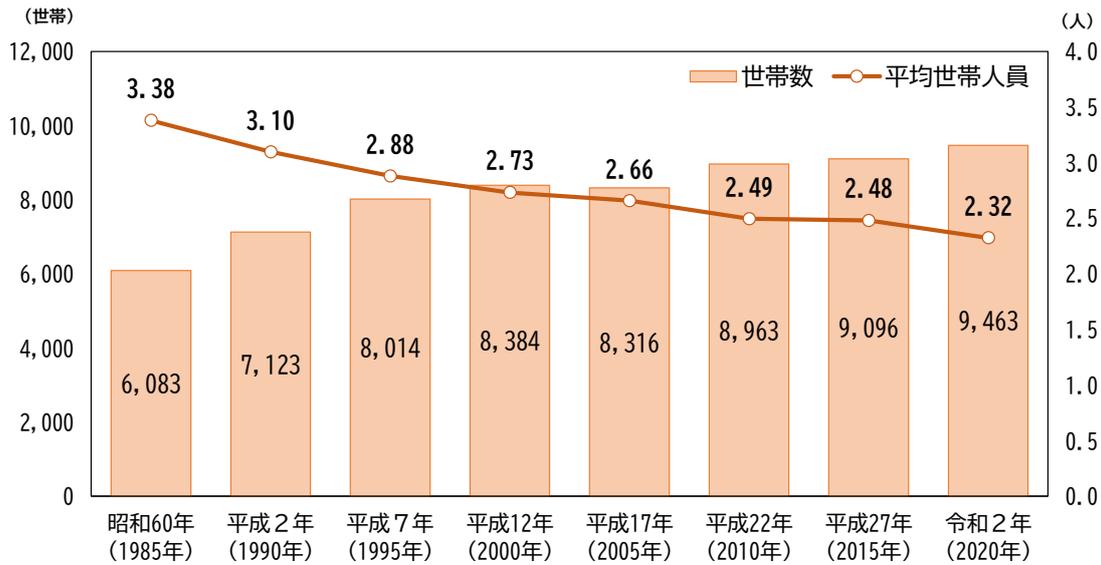
資料／人口動態統計

2 家族や地域の状況

(1) 世帯数と平均世帯人員の推移

世帯数の推移をみると、概ね増加傾向にあり、令和2年（2020年）には9,463世帯となっています。一方、1世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向にあり、令和2年（2020年）には2.32人となっています。

【世帯数と平均世帯人員の推移】



資料／国勢調査

(2) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、各年ともに核家族世帯が最も多くなっています。また、単独世帯は増加傾向にあり、令和2年（2020年）には2,847世帯となっています。

【世帯構成の推移】

(単位：世帯)

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数合計	7,123	8,014	8,384	8,316	8,963	9,096	9,463
核家族世帯	4,869	5,239	5,503	5,662	5,813	5,861	6,002
その他の親族世帯	1,071	1,060	989	875	745	774	534
非親族世帯	11	21	19	25	53	55	72
単独世帯	1,172	1,694	1,873	1,754	2,350	2,405	2,847
不詳	0	0	0	0	2	1	8
ひとり親世帯	63	71	91	109	140	140	137
母子世帯	55	60	76	99	122	128	126
父子世帯	8	11	15	10	18	12	11

資料／国勢調査

(3) 1世帯当たりのこどもの数

本町の18歳未満のこどものいる世帯数は、減少傾向となっており、令和2年(2020年)には1,967世帯となっています。1世帯当たりのこどもの数は平成12年(2000年)以降1.69人から1.71人の中で推移しており、令和2年(2020年)には奈良県の平均人数(1.70人)とほぼ同様となっています。

また、6歳未満のこどものいる世帯も同様に減少傾向となっており、令和2年(2020年)には791世帯となっています。1世帯当たりのこどもの数は、平成27年(2015年)以降1.32人で横ばいとなっており、奈良県の平均と同様となっています。

【18歳未満のこどものいる世帯数の推移】

(単位：世帯、人)

		平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
奈良県	世帯数	180,781	163,650	152,600	140,402	132,131	122,682	111,227
	1世帯当たりのこどもの数	1.80	1.77	1.74	1.71	1.70	1.70	1.70
三郷町	世帯数	2,842	2,446	2,243	2,113	2,125	2,167	1,967
	1世帯当たりのこどもの数	1.76	1.73	1.71	1.69	1.70	1.69	1.71

資料/国勢調査

【6歳未満のこどものいる世帯数の推移】

(単位：世帯、人)

		平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
奈良県	世帯数	64,075	61,265	60,553	55,979	50,747	46,469	41,238
	1世帯当たりのこどもの数	1.37	1.34	1.33	1.31	1.31	1.32	1.32
三郷町	世帯数	987	941	976	941	881	880	791
	1世帯当たりのこどもの数	1.35	1.35	1.32	1.30	1.34	1.32	1.32

資料/国勢調査

(4) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、男性では、25歳以上で増加傾向にあり、平成2年（1990年）と比べて令和2年（2020年）では35～39歳は21.2ポイント、40～44歳は18.0ポイント、45～49歳は17.5ポイントと大きく増加しています。また、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）では、34歳までの年代は微減しています。

一方、女性では、35歳以上では年々増加し、平成2年（1990年）と比べて令和2年（2020年）では35～39歳は16.5ポイント、30～34歳は16.2ポイントと大きく増加しています。また、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）では、25～29歳、30～34歳では微減しています。

【未婚率の推移】

(単位：%)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳	
		男性	女性										
平成2年 (1990年)	全国	93.6	86.0	65.1	40.4	32.8	13.9	19.1	7.5	11.8	5.8	6.8	4.6
	奈良県	93.9	88.1	62.8	39.3	26.3	11.2	12.1	5.8	6.6	4.1	3.2	3.3
	三郷町	94.0	87.0	58.6	44.2	28.5	17.6	14.5	8.5	10.0	6.7	7.2	4.9
平成7年 (1995年)	全国	93.3	86.8	67.4	48.2	37.5	19.7	22.7	10.1	16.5	6.8	11.3	5.6
	奈良県	94.5	89.7	65.8	48.9	30.6	16.7	15.7	7.9	10.1	5.2	6.3	4.2
	三郷町	95.3	89.1	63.4	47.3	33.3	22.9	20.6	13.3	14.0	8.1	10.2	6.7
平成12年 (2000年)	全国	92.9	88.0	69.4	54.0	42.9	26.6	26.2	13.9	18.7	8.6	14.8	6.3
	奈良県	94.2	91.1	69.6	56.7	37.6	25.0	19.1	11.4	12.0	6.7	9.1	4.9
	三郷町	95.4	92.6	64.7	54.7	38.3	26.4	23.1	17.1	15.9	10.6	10.9	7.2
平成17年 (2005年)	全国	93.5	88.7	71.4	59.1	47.1	32.0	31.2	18.7	22.7	12.2	17.6	8.3
	奈良県	94.8	91.9	73.0	63.6	44.1	32.2	26.3	17.5	16.5	10.2	11.5	6.6
	三郷町	95.0	92.0	66.0	59.7	40.4	32.1	29.0	18.6	20.1	14.7	15.0	9.4
平成22年 (2010年)	全国	94.0	89.6	71.8	60.3	47.3	34.5	35.6	23.1	28.6	17.4	22.5	12.6
	奈良県	95.1	92.3	73.6	65.2	46.8	37.0	32.1	23.1	23.4	15.9	16.4	10.3
	三郷町	93.5	90.4	67.7	63.8	46.4	37.9	31.0	25.0	26.2	16.7	21.0	14.2
平成27年 (2015年)	全国	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9	30.0	19.3	25.9	16.1
	奈良県	96.0	93.7	74.7	66.6	47.3	37.8	33.6	25.1	26.2	19.0	21.3	14.8
	三郷町	94.6	90.5	66.4	59.2	43.5	37.7	32.5	25.0	24.0	20.2	22.5	15.2
令和2年 (2020年)	全国	95.2	92.3	72.9	62.4	47.4	35.2	34.5	23.6	29.1	19.4	27.2	17.6
	奈良県	96.3	94.4	74.3	67.0	47.4	37.9	34.3	25.2	27.5	20.3	24.1	17.4
	三郷町	93.4	92.0	64.7	57.8	40.2	33.8	35.7	25.0	28.0	21.1	24.7	19.1

※配偶関係不詳を除いて算出
資料/国勢調査

3 就業の状況

(1) 産業構造別就業率の推移

就業者数をみると、男性は年々減少傾向となっており、令和2年（2020年）には5,141人で、第3次産業の割合が増加傾向となっています。女性は平成27年（2015年）以降増加傾向となっており、令和2年（2020年）には4,316人で第3次産業が男性より高い割合で推移しています。

【産業構造別就業率の推移】

	男性					女性				
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総数 (人)	6,262	5,844	5,437	5,301	5,141	3,944	3,974	3,955	4,109	4,316
第1次産業(%)	0.8	1.1	0.9	1.2	1.0	0.3	0.6	0.5	0.7	0.5
第2次産業(%)	34.6	33.3	30.9	32.6	29.8	17.3	15.4	13.5	13.3	13.0
第3次産業(%)	63.3	63.7	65.4	65.1	67.4	80.3	82.1	83.2	84.6	84.2
分類不能 (%)	1.3	1.9	2.8	1.1	1.8	2.1	1.9	2.9	1.4	2.2

「第1次産業」：「農業、林業」及び「漁業」

「第2次産業」：「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」及び「製造業」

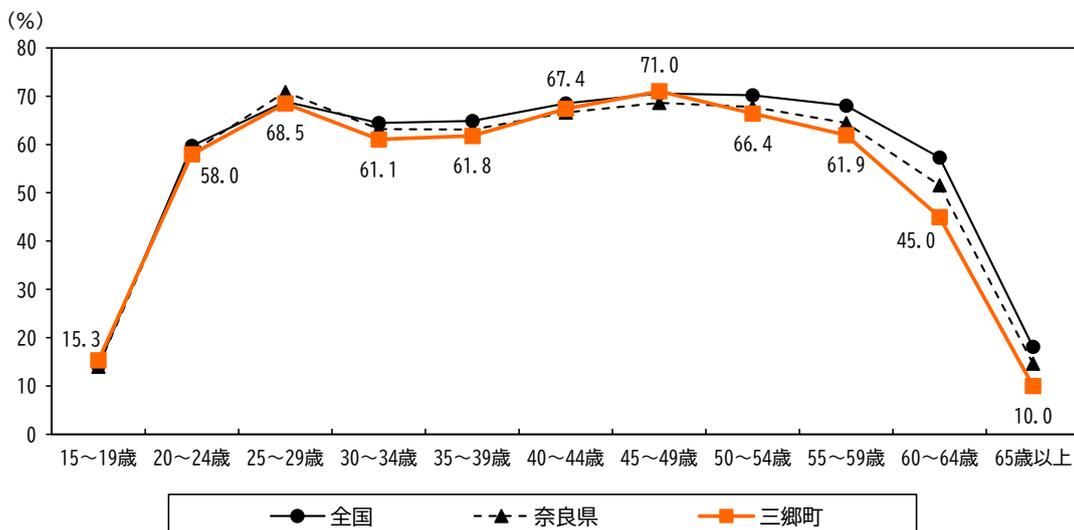
「第3次産業」：「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」及び「公務（他に分類されるものを除く）」

資料/国勢調査

(2) 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率をみると、全国、奈良県の傾向と同様に30代前半から30代後半にかけて一旦低下し、40歳代には再び上昇し、M字カーブを描いています。本町では全体的に就業率が全国よりもやや低くなっています。

【女性の年齢別就業率（令和2年(2020年)）】



資料/国勢調査

4 保育サービス等の提供状況

(1) 保育所（園）の状況

① 保育所（園）の状況

本町では、令和6年（2024年）10月時点で公立保育園が1園、私立保育園が7園あり、令和6年度（2024年度）は定員504人に対して、508人が入園しており、在籍率は全体で100.8%、公立で107.5%、私立で87～115%となっています。

【保育所（園）の状況】

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
設置数（か所）		7	7	8	8	8
公立		1	1	1	1	1
私立		6	6	7	7	7
保育士数（人）		97	98	104	111	110
公立	西部保育園	28	29	25	29	32
私立	勢野保育園	19	19	20	19	19
	希望ヶ丘保育園	17	15	14	14	13
	希望ヶ丘第二保育園	16	16	15	14	12
	レイモンドヒルズ保育園			13	18	15
	ピオスキッズ保育園	11	12	12	11	12
	ひだまり保育園	5	5	4	5	6
	ちいさなたね保育園	1	2	1	1	1
定員数（人）		464	464	504	514	504
公立	西部保育園	120	120	120	120	120
私立	勢野保育園	90	90	90	90	90
	希望ヶ丘保育園	105	105	105	105	105
	希望ヶ丘第二保育園	120	120	110	110	100
	レイモンドヒルズ保育園			50	60	60
	ピオスキッズ保育園	19	19	19	19	19
	ひだまり保育園	5	5	5	5	5
	ちいさなたね保育園	5	5	5	5	5

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
入所児童数(人)		479	469	482	503	508
公立	西部保育園	135	124	115	124	129
私立	勢野保育園	101	102	100	99	98
	希望ヶ丘保育園	117	118	106	104	96
	希望ヶ丘第二保育園	102	100	95	92	87
	レイモンドヒルズ保育園			38	57	69
	ビオスキッズ保育園	16	17	20	17	19
	ひだまり保育園	5	4	3	5	5
	ちいさなたね保育園	3	4	5	5	5
在籍率(%)		103.2	101.1	95.6	97.9	100.8
公立	西部保育園	112.5	103.3	95.8	103.3	107.5
私立	勢野保育園	112.2	113.3	111.1	110.0	108.9
	希望ヶ丘保育園	111.4	112.4	101.0	99.0	91.4
	希望ヶ丘第二保育園	85.0	83.3	86.4	83.6	87.0
	レイモンドヒルズ保育園			76.0	95.0	115.0
	ビオスキッズ保育園	84.2	89.5	105.3	89.5	100.0
	ひだまり保育園	100.0	80.0	60.0	100.0	100.0
	ちいさなたね保育園	60.0	80.0	100.0	100.0	100.0

※保育士数は、園長・副園長・補佐・主任、副主任保育士・保育補助者は除く

資料/こども未来課

② 特別保育等の状況

西部保育園において一時預かりを実施しており、利用者数は令和3年度（2021年度）以降増加傾向となっています。

延長保育については、令和5年度（2023年度）以降はやや減少していますが、概ね200人程度で推移しています。

乳児保育（0歳児）については、令和2年度（2020年度）をピークに減少傾向となっていますが、低年齢児保育（3歳未満児）は、年度によってばらつきはあるものの、概ね200人程度で横ばいの推移となっています。障がい児保育については、20～28人前後で推移しています。

【一時預かりの状況】

保育所名		具体的実施内容	利用者延人数（人）				
			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
公立	西部保育園	8:30～16:30	—	13	92	113	192
総計			—	13	92	113	192

資料/こども未来課

【延長保育の状況】

保育所名		具体的実施内容	利用者実人数（人）				
			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
公立	西部保育園	18:30～20:00	56	39	43	42	40
私立	勢野保育園	7:30～8:00	68	69	74	77	35
	希望ヶ丘保育園	18:20～19:00	29	52	34	17	23
	希望ヶ丘第二保育園	18:20～19:00	42	40	41	43	43
	レイモンドヒルズ保育園	18:30～19:30			9		
	ビオスキッズ保育園	18:30～19:30		1			
総計			195	201	201	179	141

資料/こども未来課

【乳児保育（0歳児）の状況】

保育所名		具体的実施内容	利用者実人数（人）				
			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
公立	西部保育園	通常保育と同じ時間	7	5	3	5	4
私立	勢野保育園	通常保育と同じ時間	3	5	3	2	3
	希望ヶ丘保育園	通常保育と同じ時間	6	6	3	3	2
	希望ヶ丘第二保育園	通常保育と同じ時間	3	3	3	1	1
	レイモンドヒルズ保育園	通常保育と同じ時間			2	4	4
	ビオスキッズ保育園	通常保育と同じ時間	2	1	2	1	1
	ひだまり保育園	通常保育と同じ時間	1	1	0	0	0
	ちいさなたね保育園	通常保育と同じ時間	0	0	1	0	1
総計			22	21	17	16	16

資料/こども未来課

【低年齢児保育（3歳未満児）の状況】

保育所名		具体的実施内容	利用者実人数（人）				
			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
公立	西部保育園	通常保育と同じ時間	51	43	33	48	43
私立	勢野保育園	通常保育と同じ時間	41	40	38	36	37
	希望ヶ丘保育園	通常保育と同じ時間	47	42	36	41	38
	希望ヶ丘第二保育園	通常保育と同じ時間	45	44	36	32	30
	レイモンドヒルズ保育園	通常保育と同じ時間			22	26	26
	ビオスキッズ保育園	通常保育と同じ時間	16	17	20	17	19
	ひだまり保育園	通常保育と同じ時間	5	4	3	5	5
	ちいさなたね保育園	通常保育と同じ時間	3	4	5	5	5
総計			208	194	193	210	203

資料/こども未来課

【障がい児保育の状況】

保育所名		具体的実施内容	利用者実人数（人）				
			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
公立	西部保育園	通常保育と同じ時間	14	13	20	16	13
私立	勢野保育園	通常保育と同じ時間	0	1	1	3	1
	希望ヶ丘保育園	通常保育と同じ時間	5	3	2	4	1
	レイモンドヒルズ保育園	通常保育と同じ時間			2	3	3
	ビオスキッズ保育園	通常保育と同じ時間	0	0	0	2	0
総計			19	17	25	28	18

資料/こども未来課

(2) 幼稚園の状況

入園児童数は、令和3年度(2021年度)でわずかに増加しましたが、以降は減少傾向となっています。

【幼稚園の状況】

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
設置数(か所)			3	3	3	3	3
公立			1	1	1	1	1
私立			2	2	2	2	2
教職員数(人)			30	34	36	35	30
公立	南畑幼稚園	3歳児	2	2	2	2	1
		4歳児	2	2	2	2	1
		5歳児	1	2	2	2	2
		合計	5	6	6	6	4
	信貴幼稚園	3歳児	7	8	8	8	8
		4歳児	4	4	4	4	4
		5歳児	3	4	4	4	3
		合計	14	16	16	16	15
	愛の園幼稚園	3歳児	4	5	5	5	3
		4歳児	4	4	4	4	5
		5歳児	3	3	5	4	3
		合計	11	12	14	13	11
定員数(人)			745	745	745	745	745
公立	南畑幼稚園	3歳児	30	30	30	30	30
		4歳児	30	30	30	30	30
		5歳児	30	30	30	30	30
		合計	90	90	90	90	90
	信貴幼稚園	3歳児	160	160	160	160	160
		4歳児	160	160	160	160	160
		5歳児	160	160	160	160	160
		合計	480	480	480	480	480
	愛の園幼稚園	3歳児	70	70	70	70	35
		4歳児	70	70	35	70	70
		5歳児	35	35	70	35	70
		合計	175	175	175	175	175
入園児童数(人)			395	411	389	346	313
公立	南畑幼稚園	3歳児	30	16	26	12	16
		4歳児	21	30	18	27	14
		5歳児	29	26	29	18	27
		合計	80	72	73	57	57
	信貴幼稚園	3歳児	65	82	60	52	51
		4歳児	86	67	82	64	52
		5歳児	67	84	66	78	63
		合計	218	233	208	194	166
	愛の園幼稚園	3歳児	37	30	33	31	21
		4歳児	32	46	31	34	34
		5歳児	28	30	44	30	35
		合計	97	106	108	95	90
在籍率(%)			53.0%	55.2%	52.2%	46.4%	42.0%
公立	南畑幼稚園	3歳児	100.0%	53.3%	86.7%	40.0%	53.3%
		4歳児	70.0%	100.0%	60.0%	90.0%	46.7%
		5歳児	96.7%	86.7%	96.7%	60.0%	90.0%
		合計	90.9%	84.8%	84.1%	70.0%	69.1%
	信貴幼稚園	3歳児	40.6%	51.3%	33.3%	32.5%	31.9%
		4歳児	53.8%	41.9%	51.3%	40.0%	32.5%
		5歳児	41.8%	49.5%	36.7%	48.8%	39.4%
		合計	46.2%	49.0%	44.1%	41.5%	34.9%
	愛の園幼稚園	3歳児	52.9%	42.9%	47.1%	44.3%	60.0%
		4歳児	45.7%	65.7%	88.6%	48.6%	48.6%
		5歳児	80.0%	85.7%	62.9%	85.7%	50.0%
		合計	58.3%	64.9%	65.4%	58.9%	51.8%

資料/学校基本調査

(3) 小中学校の状況

小学校の児童数は、令和2年度（2020年度）から減少傾向となっていました。令和5年度（2023年度）以降は横ばい傾向となっています。

中学校の生徒数は、増減を繰り返しながら、令和5年度（2023年度）までは増加傾向となっていました。令和6年度（2024年度）には519人と減少しています。

【小学校の状況】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
学校数（校）	2	2	2	2	2
公立	2	2	2	2	2
学級数（学級）	54	55	54	55	55
公立					
三郷小学校	22	22	21	21	21
三郷北小学校	32	33	33	34	34
教職員数（人）	75	77	75	78	77
公立					
三郷小学校	35	36	32	34	33
三郷北小学校	40	41	43	44	44
児童数（人）	1,157	1,123	1,095	1,069	1,074
公立					
三郷小学校	442	424	407	395	398
三郷北小学校	715	699	688	674	676
教職員1人当たり児童数(人)	15.4	14.6	14.6	13.7	13.9

注：教職員数については、校長・教頭等除く
資料／学校基本調査

【中学校の状況】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
学校数（校）	1	1	1	1	1
公立	1	1	1	1	1
学級数（学級）	19	23	24	24	21
公立					
三郷中学校	19	23	24	24	21
教職員数（人）	38	45	45	46	42
公立					
三郷中学校	38	45	45	46	42
生徒数（人）	513	547	534	561	519
公立					
三郷中学校	513	547	534	561	519
教職員1人当たり生徒数(人)	13.5	12.2	11.9	12.2	12.3

注：教職員数については、校長・教頭等除く
資料／学校基本調査

(4) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

小学校の放課後児童クラブ、児童館の学童保育の児童数の全体では、令和3年度（2021年度）に減少したものの、以降は年々増加しています。

【放課後児童クラブ在籍児童数】

（単位：人）

クラブ名	開館時間		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
三郷小学校 放課後児童 クラブ	○学校授業日 14:00～19:00	指導員数	11	9	11	14	15	
		定員	160	160	160	160	160	
	○学校休業日 8:00～19:00	児童数	1～3年	59	64	64	71	61
			4～6年	28	11	14	13	15
		合計	87	75	78	84	76	
三郷北小学校 放課後児童 クラブ	○学校授業日 14:00～19:00	指導員数	20	21	22	23	20	
		定員	240	240	240	240	240	
	○学校休業日 8:00～19:00	児童数	1～3年	164	162	147	151	158
			4～6年	63	34	54	55	52
		合計	227	196	201	206	210	
児童館 学童保育	○学校授業日 14:30～19:00	指導員数	2	2	2	3	3	
		定員	40	40	40	40	40	
	○学校休業日 8:30～19:00	児童数	1～3年	11	5	6	6	11
			4～6年	11	12	9	4	6
		合計	22	17	15	10	17	
総 計		指導員数	33	32	35	40	38	
		定員	440	440	440	440	440	
		児童数	336	288	294	300	303	

資料／こども未来課（5月1日現在）

(5) 図書館の状況

図書館の蔵書数は、令和6年（2024年）9月末で247,963冊となっています。登録者数の推移をみると、減少傾向であり、令和6年（2024年）9月末で8,530人となっています。

【図書館蔵書数】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
児童書	30,044	30,577	31,080	30,325	30,509
絵本	16,470	16,847	17,176	17,071	17,172
紙芝居	1,443	1,464	1,476	1,493	1,500
一般書	196,452	196,914	197,021	190,116	186,207
視聴覚（AV）資料	6,600	6,651	6,715	6,736	6,694
雑誌	7,016	6,980	6,922	6,826	5,881
総計	258,025	259,433	260,390	252,567	247,963

資料／町立図書館（令和2年度～令和5年度は年度末、令和6年度は9月末）

【登録者等の状況】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
登録者数（人）	9,523	9,305	9,084	8,883	8,530
0歳～12歳	1,076	1,030	995	968	1,077
13歳～15歳	463	498	484	491	449
16歳以上	7,984	7,777	7,605	7,424	7,004
貸し出し冊数（冊）	173,814	218,570	205,839	201,869	104,688
児童書	46,142	60,579	57,216	57,159	30,969
一般書	127,672	157,991	148,623	144,710	73,719

資料／町立図書館（令和2年度～令和5年度は年度末、令和6年度は9月末）

(6) 公園の状況

公園数は、令和6年度（2024年度）現在、81か所となっています。

【公園の状況】

（単位：か所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
街区公園	58	58	58	58	58
地区公園	2	2	2	2	2
近隣公園	0	0	0	0	0
都市緑地	21	21	21	21	21
総計	81	81	81	81	81

資料／都市建設課

5 子育て支援サービス等の状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

総委員数は、令和6年度（2024年度）には39人と、令和2年度（2020年度）の36人から増加しています。

【民生委員・児童委員の状況】

（単位：人・世帯）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
総委員数	36	36	34	38	39
民生委員	34	34	32	36	37
うち男性委員数	15	15	12	15	15
うち女性委員数	19	19	20	21	22
主任児童委員数	2	2	2	2	2
一人当たり担当世帯数	312	313	333	299	292

資料／住民福祉課（12月1日現在）

(2) 母子保健サービスの提供状況

母子健康手帳交付は、年度ごとに変動していますが減少傾向となっています。健診等の受診率は、令和2年度（2020年度）以降、高い受診率となっており、令和3年度（2021年度）以降は上昇傾向となっており、令和5年度（2023年度）にはいずれも94%を超えています。

【母子保健サービスの提供状況】

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) 9月末時点
母子健康手帳交付		188	157	144	141	49
妊婦一般健康診査	受診者 (人)	258	230	202	193	123
4か月児健康診査	対象児数 (人)	164	147	144	125	122
	受診児 (人)	158	142	141	123	74
	受診率 (%)	96.3	96.6	97.9	98.4	60.7
10か月児健康診査	対象児数 (人)	138				
	受診児 (人)	128				
	受診率 (%)	92.8				
1歳6か月児 健康診査	対象児数 (人)	171	150	151	162	137
	受診児 (人)	170	146	145	160	69
	受診率 (%)	99.4	97.3	96.0	98.8	50.4
3歳6か月児 健康診査	対象児数 (人)	191	165	164	150	152
	受診児 (人)	186	157	157	145	75
	受診率 (%)	97.4	95.1	95.7	96.7	49.3
5歳児健診	対象児数 (人)		181	169	178	154
	受診児 (人)		144	153	169	37
	受診率 (%)		80.0	90.5	94.9	24.0

資料/すこやか健康課

【母子保健サービス等の実績】

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度) 9月末時点
妊産婦訪問	137	128	125	114	52
新生児訪問指導	141	126	125	102	42
乳幼児訪問指導	83	63	73	128	58
育児教室 (延べ人数)	0	93	118	140	117
療育教室 (延べ人数)	512	640	466	357	190
療育相談	54	46	44	83	52

資料/すこやか健康課

(3) 各種手当・助成受給の状況

各種手当受給者の推移をみると、児童手当、児童扶養手当は減少傾向、特別児童扶養手当、障害児福祉手当は横ばい傾向にあります。

各種助成受給者の推移をみると、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、障害者医療費助成は、令和5年度（2023年度）にやや増加しています。

【各種手当受給者の受給状況】

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
児童手当 (世帯)	1,536	1,514	1,456	1,397	1,363
児童扶養手当 (人)	187	177	172	172	170
特別児童扶養手当 (人)	115	126	121	109	115
障害児福祉手当 (人)	11	12	11	12	13

資料／住民福祉課、こども未来課

【各種助成受給者の受給状況】

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
子ども医療費助成	2,658	2,649	2,534	3,062	3,001
ひとり親家庭等医療費助成	434	405	424	442	429
障害者医療費助成	245	255	265	272	263
総計	3,337	3,309	3,223	3,776	3,693

資料／保険課

6 アンケート調査等からみた子育ての状況

(1) 調査の概要

本計画策定のための基礎資料として、子育て世帯における保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、本町に住むこども・若者の生活実態、町の取り組みに対する課題や今後の希望などを把握することを目的に実施しました。

【調査概要】

	① 就学前児童・ 小学校低学年 《保護者》	② 小学校高学年 ・中学生 《保護者》	③ 小学校高学年 ・中学生 《本人》	④ 若者	⑤ 乳幼児保護者
調査地域	三郷町全域				
調査対象	町内在住の就 学前児童・小学 校低学年に属 する全世帯	町内在住の小 学校高学年・中 学生に属する 全世帯	町内在住の小 学校高学年・中 学生本人	町内在住の 16 ～39 歳までの 方	乳幼児健診に 来られた保護 者の方
対象人数	500 人	900 人	900 人	1,600 人	126 人
抽出方法	住民基本台帳より抽出				—
調査方法	郵送配布・WEB（インターネット）回収				直接配布・回収
調査期間	令和6年（2024年） 7月24日（水）～8月19日（月）				令和6年 8～9月

【回収結果】

	配布数	回収数	回収率
①就学前児童・小学校低学年《保護者》	500	187	37.4%
②小学校高学年・中学生《保護者》	900	143	15.9%
③小学校高学年・中学生《本人》	900	273	30.3%
④若者	1,600	259	16.2%
⑤乳幼児保護者	126	126	100.0%

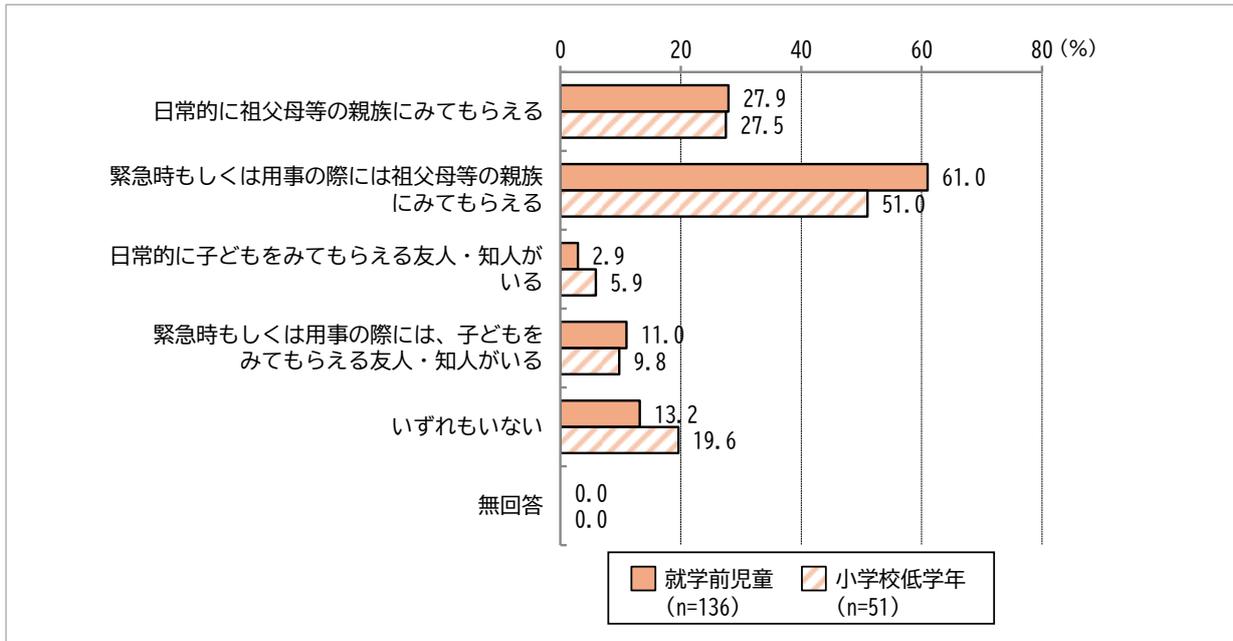
※ 調査結果の表示方法

- 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示し、小数点第2位を四捨五入しました。（比率の合計が100.0%にならない場合があります。）
- グラフ中に「前回」と記載のある項目は、令和元年（2019年）に実施した調査結果を掲載しています。

(2) 子育て家庭を取り巻く状況

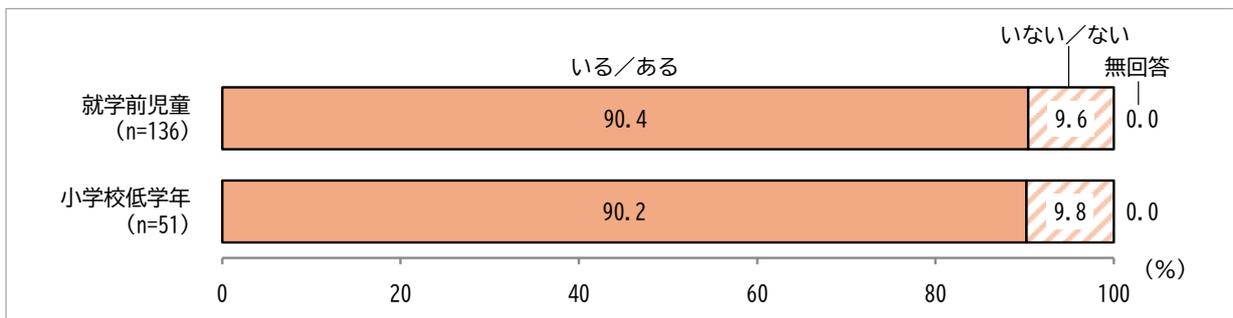
① 日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の状況は、就学前児童・小学校低学年ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっているものの、「いずれもない」が就学前児童では1割以上、小学校低学年では約2割となっています。



② 子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無

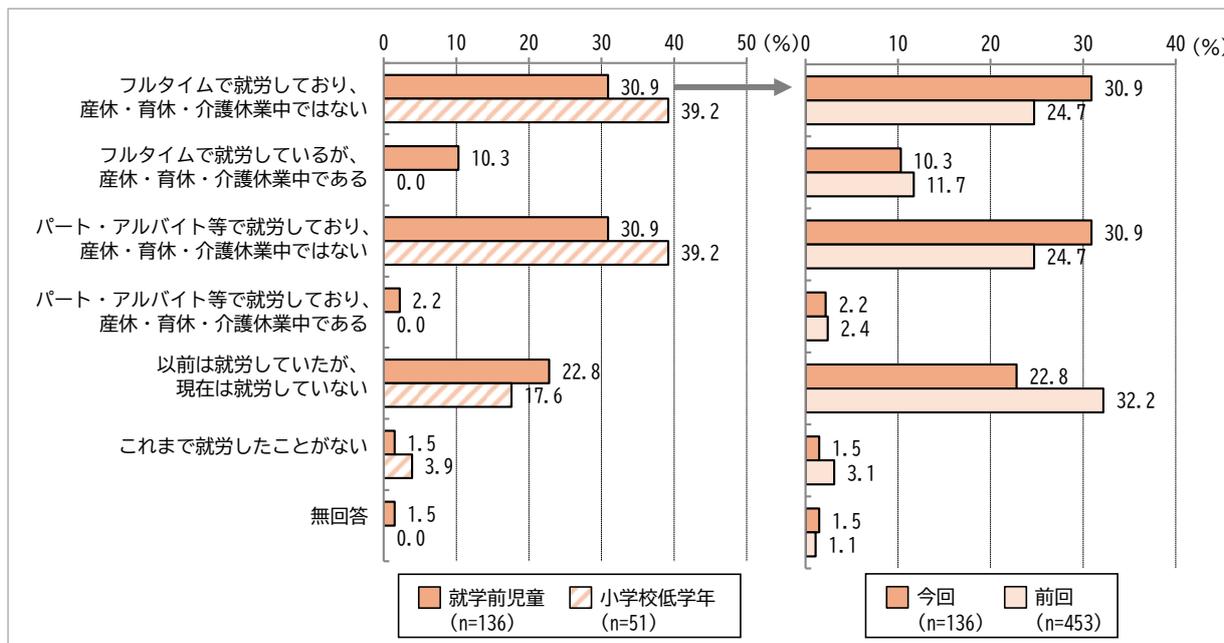
子育てをする上で気軽に相談できる人や場所は、就学前児童・小学校低学年ともに、「いる／ある」が約9割を占めているものの、「いない／ない」が約1割となっています。



(3) 保護者の就労状況

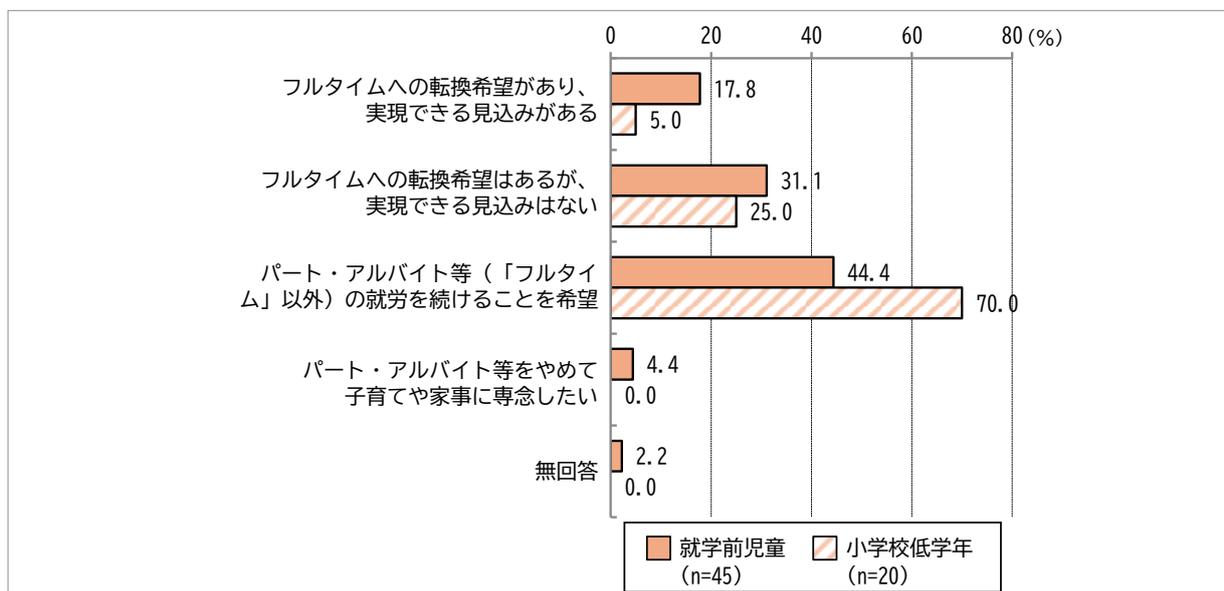
① 母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童・小学校低学年ともに、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、就労している人が就学前児童では6割以上、小学校低学年では約8割を占めています。また、前回調査と比較すると、就労している人の割合が増加しています。



② 母親のフルタイムへの転換希望

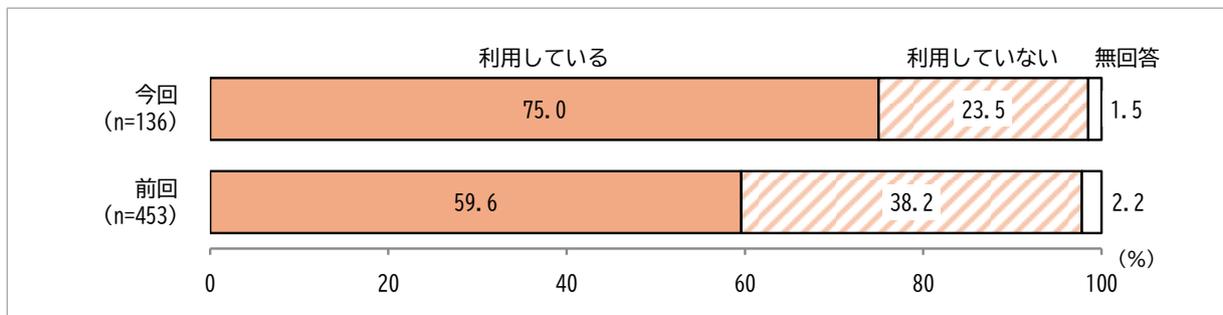
パート・アルバイト等就労の母親のフルタイムへの転換希望は、『フルタイムへの転換希望がある』（「実現できる見込みがある」+「実現できる見込みはない」）人が、就学前児童では半数近く、小学校低学年では約3割となっており、母親のフルタイム就労へのニーズは高くなっています。



(4) こどもの状況について

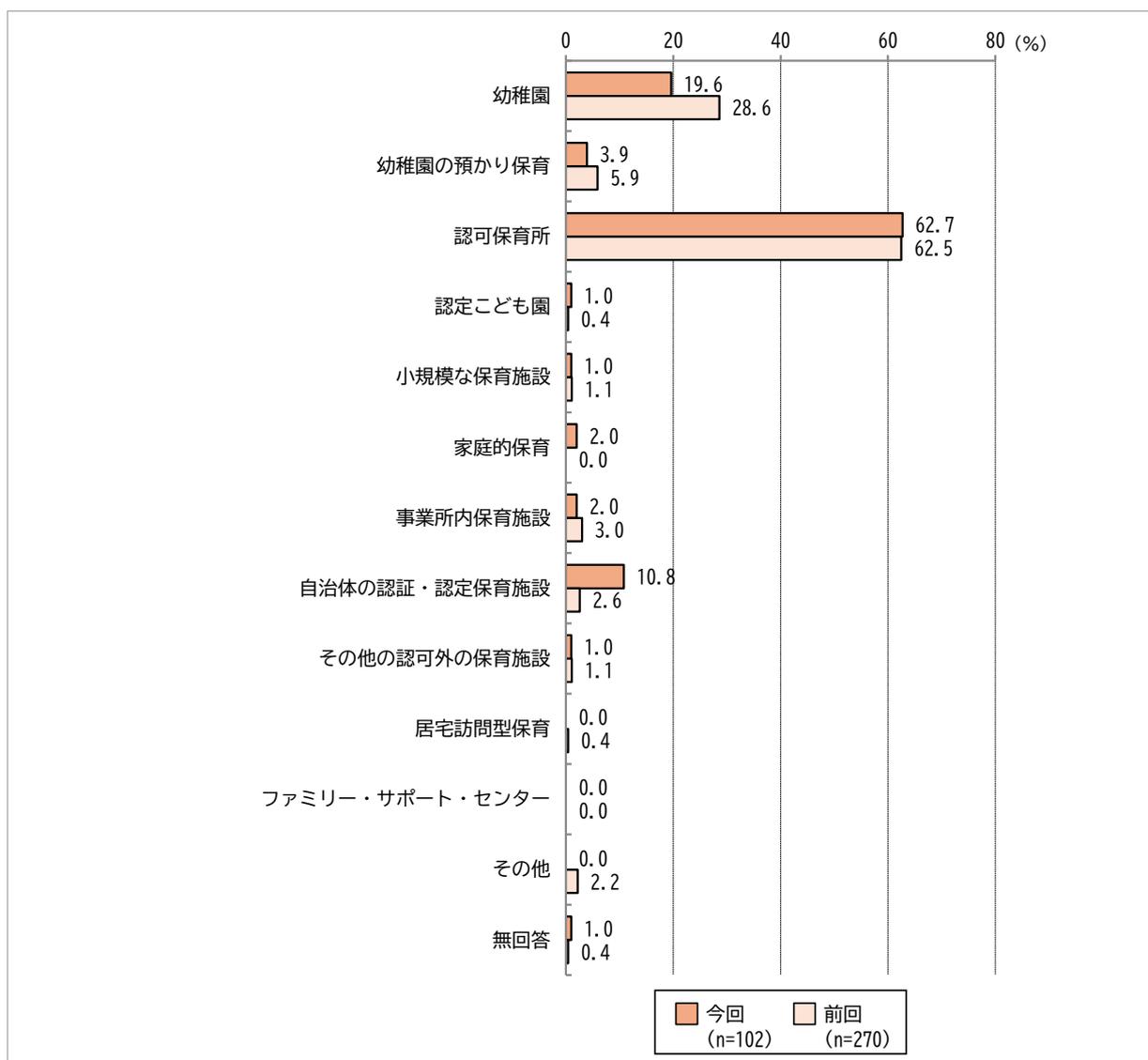
① 保育サービスの利用状況

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が7割を超えており、前回と比較しても利用率は高くなっています。



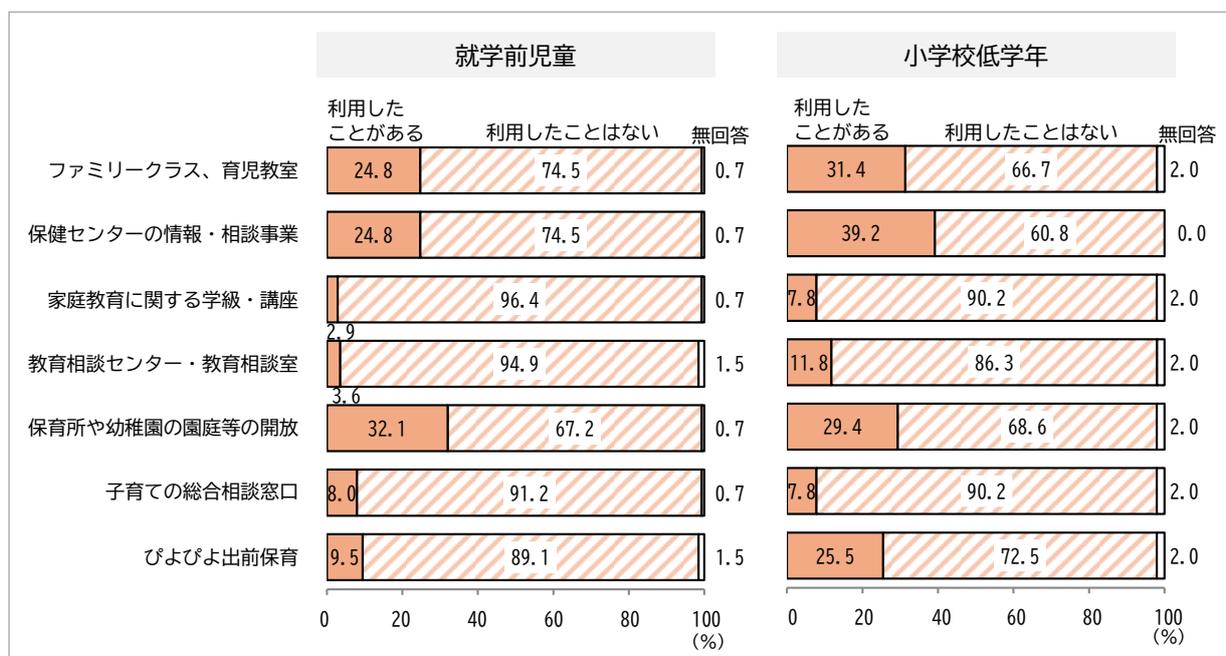
② 定期的にご利用している教育・保育事業

定期的にご利用している教育・保育事業では、「認可保育所」が6割を超えて最も高くなっています。前回と比較すると、「幼稚園」が低くなっています。



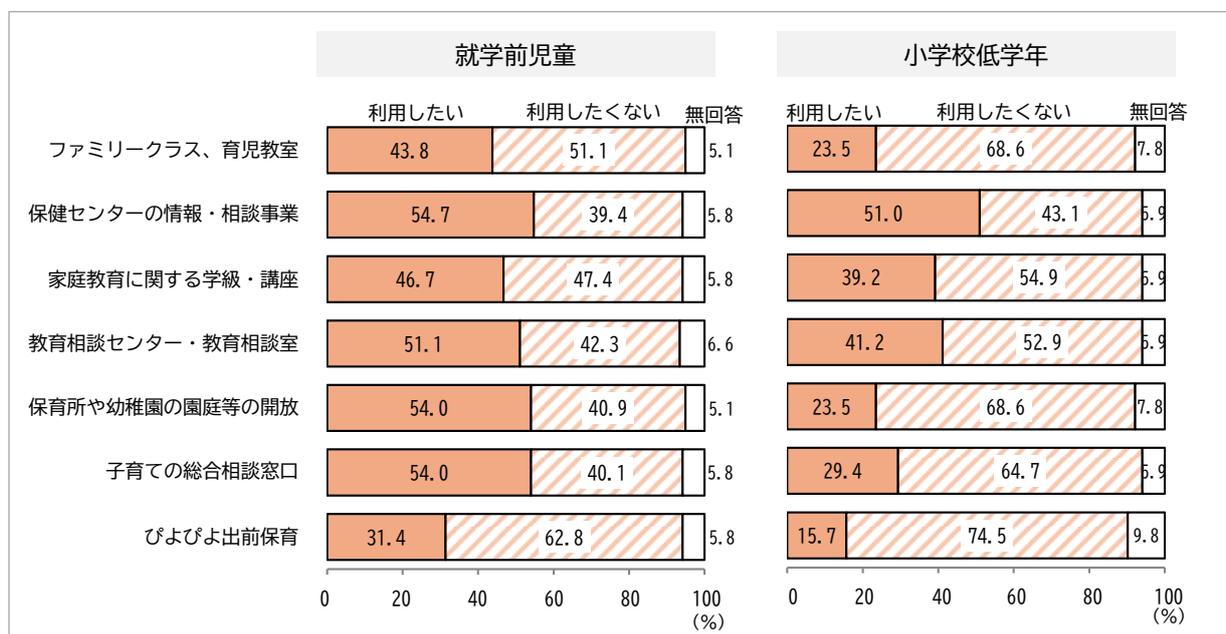
③ 子育て支援事業の利用状況

子育て支援事業の利用状況は、就学前児童・小学校低学年ともに、“ファミリークラス、育児教室”、“保健センターの情報・相談事業”、“保育所や幼稚園の園庭等の開放”の利用率が高くなっています。また、小学校低学年では、“びよびよ出前保育”も2割を超えて高くなっています。



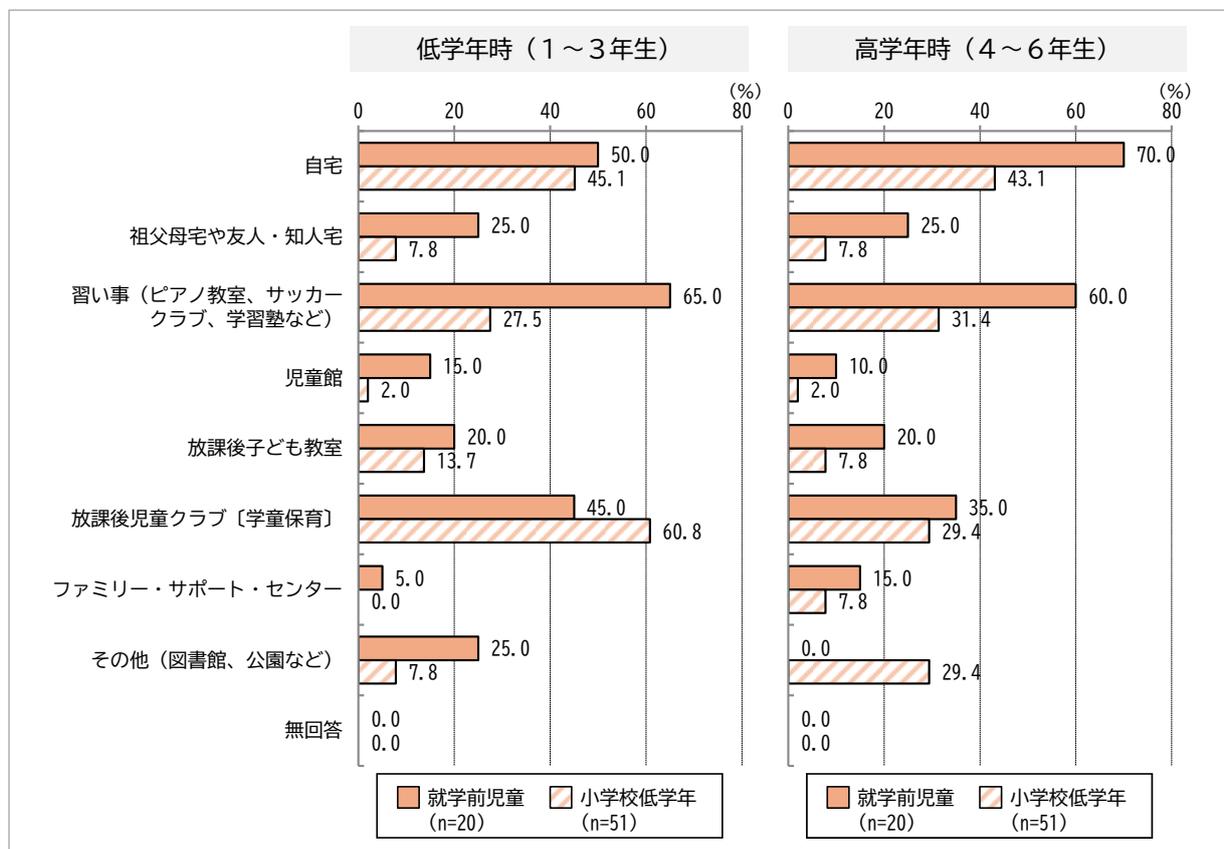
④ 子育て支援事業の今後の利用意向

今後の利用意向は、就学前児童・小学校低学年ともに“保健センターの情報・相談事業”の利用意向が高くなっています。また、③利用状況と比べるとほとんどの事業で利用意向が高くなっており、特に、“家庭教育に関する学級・講座”や“教育相談センター・教育相談室”、“子育ての総合相談窓口”では、利用率は1割未満となっているのに対し、利用意向は高くなっています。



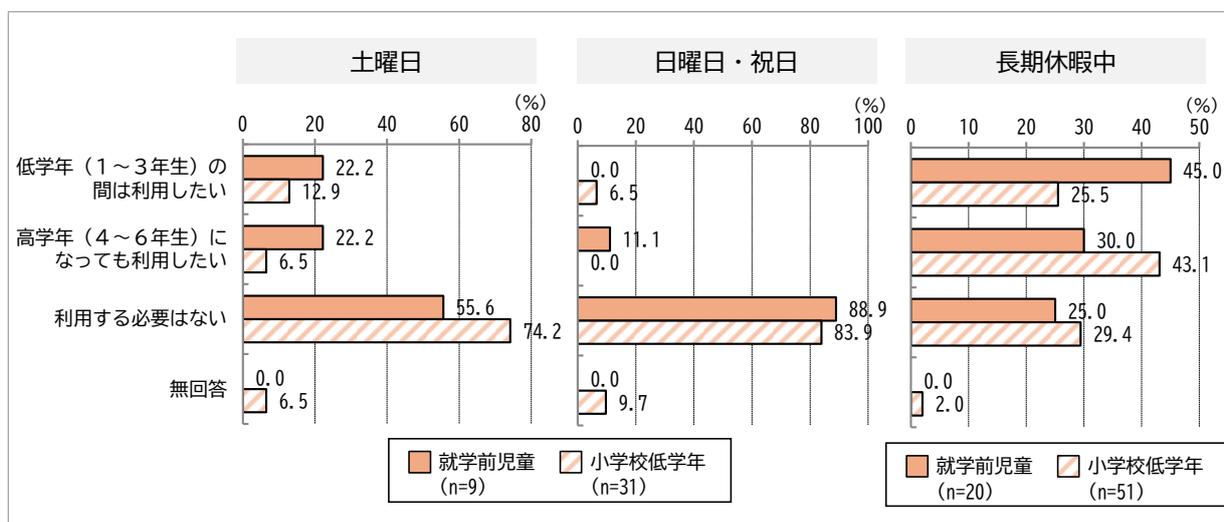
⑤ 放課後の過ごし方

放課後の過ごし方として、「放課後児童クラブ（学童保育）」を望む人が、低学年時には半数程度、高学年時には3割程度となっており、低学年時の利用を望む人が多くなっています。



⑥ 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

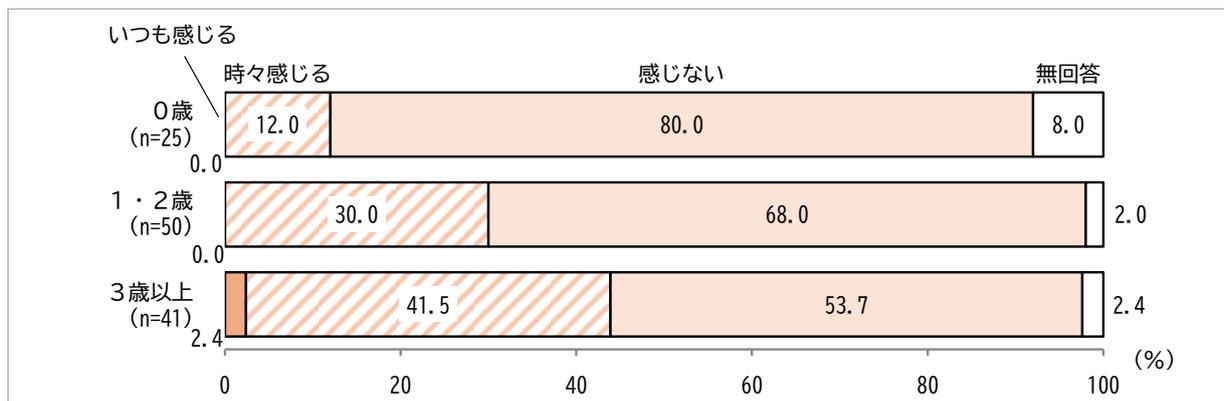
土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望は、日曜日・祝日の利用希望は低いのに対し、土曜日は4割程度、長期休暇中では7割程度の利用希望となっています。



(5) 子育てに対する不安など

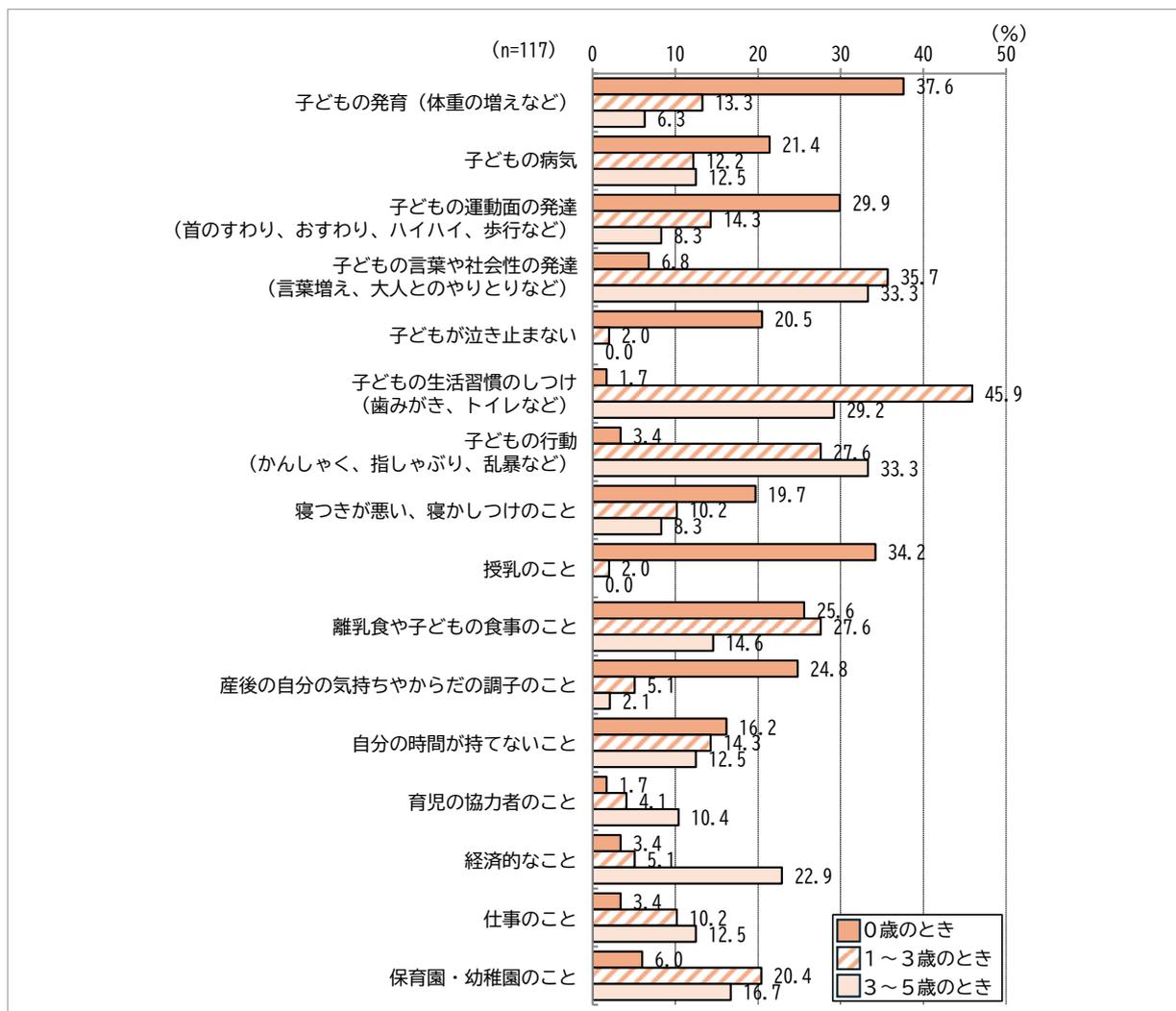
① こどもの育てにくさを感じること

こどもの育てにくさを感じることは、こどもの年齢が上がるほど『感じる』（「いつも感じる」＋「時々感じる」）の割合が高くなっており、3歳以上では4割を超えています。



② 子育てに関する悩みや不安

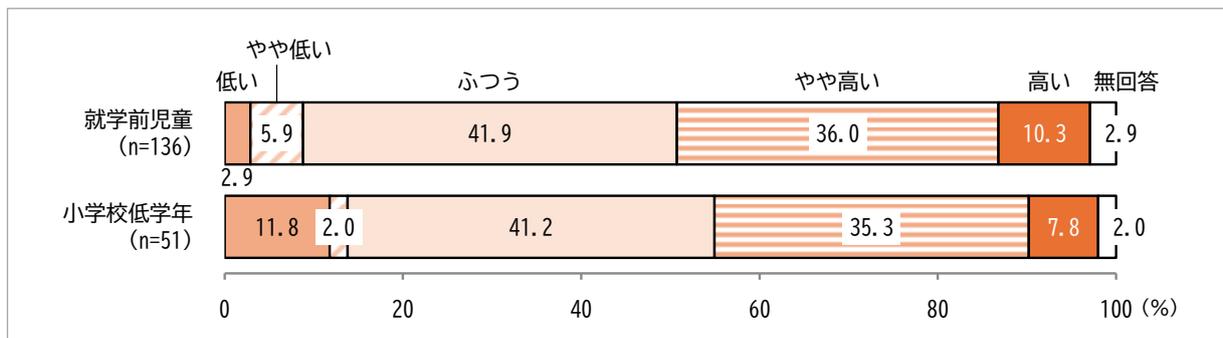
子育てに関する悩みや不安は、0歳のときは発育や授乳のことに不安を感じている人が多いのに対し、1歳以上になると言葉や社会性の発達、生活習慣、行動などが高くなっています。



(6) 子育て環境について

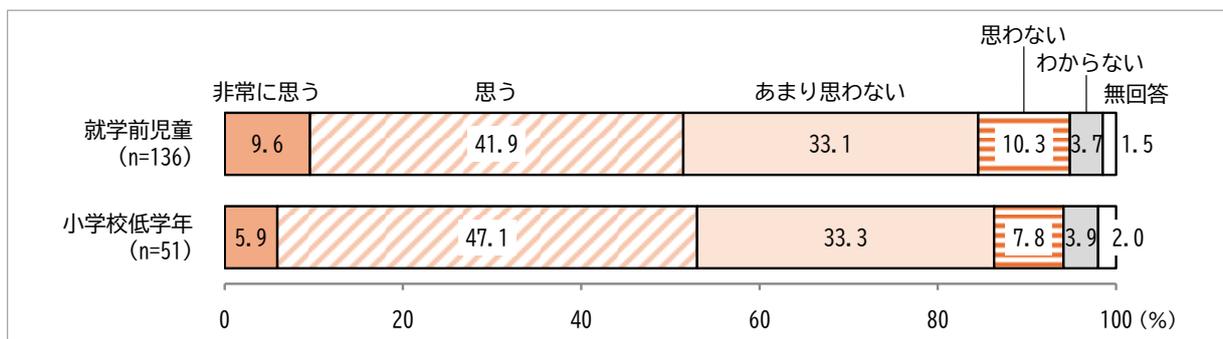
① 地域における子育て環境や支援への満足度

地域の子育て環境や支援への満足度は、就学前児童・小学校低学年ともに、『満足度が高い』（「やや高い」＋「高い」）が4割を超えています。一方で、『満足度が低い』（「低い」＋「やや低い」）が小学校低学年では1割を超えています。



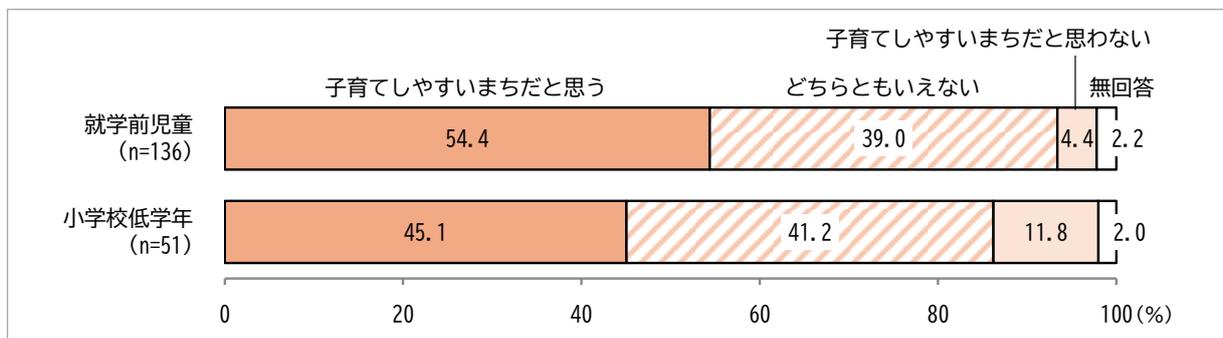
② 子育てをされていて地域の人に支えられていると思うか

子育てをされていて地域の人に支えられていると思うかについては、就学前児童・小学校低学年ともに、『支えられていると思う』（「非常に思う」＋「思う」）が半数以上を占めています。



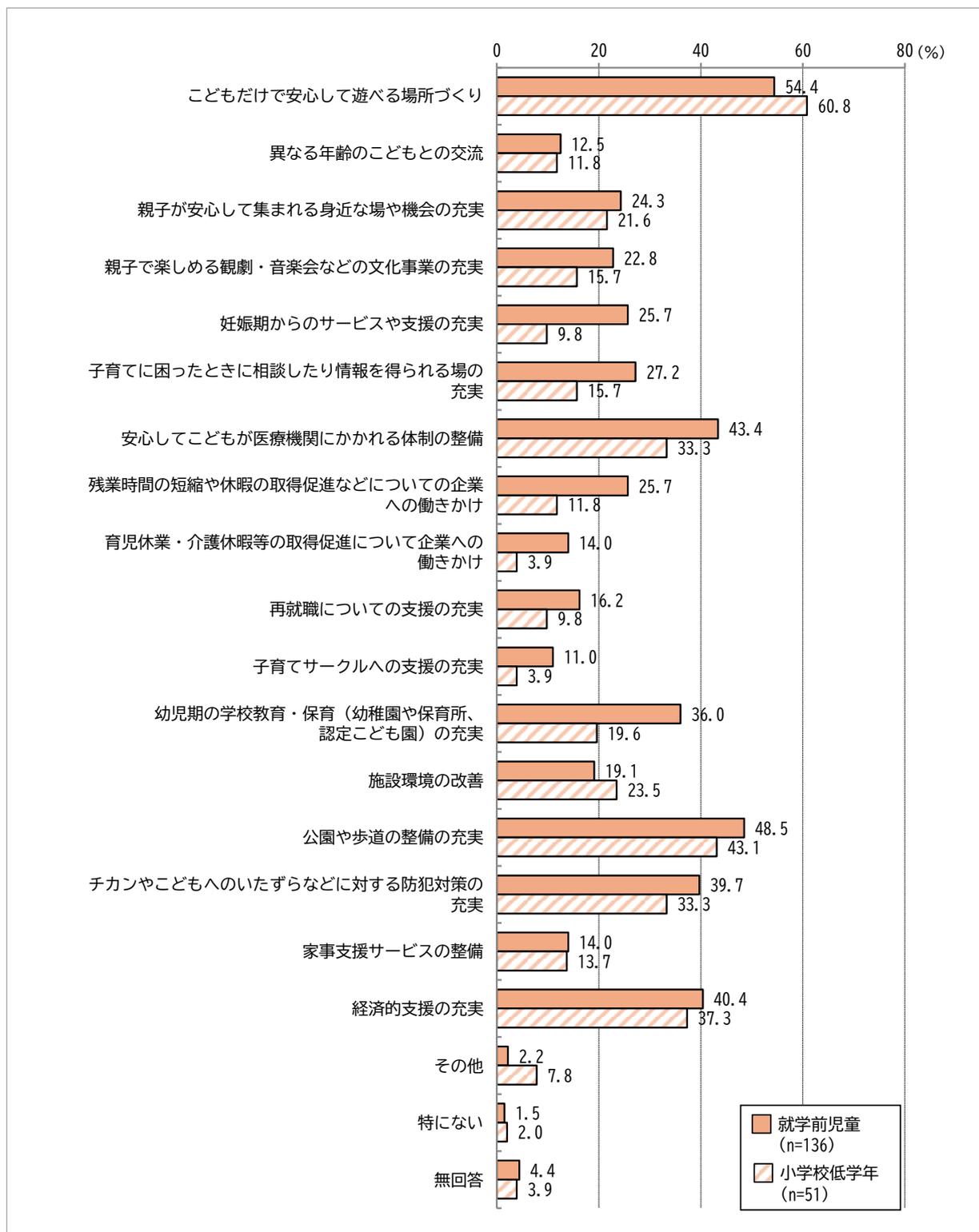
③ 子育てのしやすさに対する評価

子育てのしやすさに対する評価は、就学前児童・小学校低学年ともに、「子育てしやすいまちだと思う」が最も高くなっており、就学前児童では半数以上を占めています。



④ 三郷町の子育て支援でもっと力を入れてほしいこと

三郷町の子育て支援でもっと力を入れてほしいことでは、就学前児童・小学校低学年ともに、「こどもだけで安心して遊べる場所づくり」が最も高く、次いで、「公園や歩道の整備の充実」や「安心してこどもが医療機関にかかる体制の整備」、「チカンやこどもへのいたづらなどに対する防犯対策の充実」などが高くなっており、安心・安全な生活環境づくりや保健・医療体制の充実を望む人が多くなっています。



7 本町のこども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 仕事と子育ての両立支援

母親の就労状況をみると、フルタイムで就労している母親の割合が増加しており、前回調査と比較しても共働き家庭が増加している傾向がみられます。また、パート就労の母親のフルタイムへの転換希望も高く、今後も共働き家庭が増加していくことが推測されます。また、教育・保育事業の利用状況は高くなっており、今後も、希望した時期に入所できるよう就学前の教育・保育施設やサービスの充実や休業・求職中における柔軟な対応に努めることが必要です。

さらに、放課後児童クラブ（学童保育）では、特に長期休暇中の利用を希望する保護者が多く、共働き家庭の増加の背景を踏まえると今後も一層の利用ニーズの高まりが見込まれます。就学前から就学期に至る切れ目のない保育・教育の提供体制の充実が必要です。

(2) 相談・情報提供体制の充実

子育てや教育について気軽に相談できる人は就学前児童・小学校低学年とともに9割程度が「いる／ある」と回答している一方で、「いない／ない」が1割近くとなっています。

本町で実施をしている各種子育て支援サービスについては、認知度が高い事業もあるものの、利用状況では半数近くの事業で1割未満の利用率となっているのに対し、今後の利用意向は高く、特に就学前児童ではほとんどの事業で4割を超えており、各種サービスについて情報が届いていない人がいることがうかがえます。相談したいとき、最初にどこに相談すればよいのか窓口の明確化を図ることのほか、各種事業の紹介や利用の仕方を含め、必要な人に必要な情報が届くよう、より一層の広報が必要です。

(3) 子育て家庭の孤立を防ぐ支援策の充実

子育てが地域の人や社会に支えられていると感じる割合は就学前児童・小学校低学年ともに半数以上となっているものの、そう感じていない人も4割程度となっており、地域とのつながりの希薄化や核家族化、少子化などの背景もあり、孤立している子育て家庭が一定数みられます。

子育て家庭の孤立は、育児不安や困難などの問題だけでなく、各種支援の必要性の気づきの遅れや虐待につながるおそれもあることから、子育てのつらさを軽減するためにも、地域で子育て家庭を見守り、支えることができるコミュニティづくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

笑顔と元気があふれ、 すべての子ども・若者と保護者が輝くまち

近年では、共働き家庭や核家族の増加に伴う地域連携の希薄化、価値観や個人の働き方・生き方の多様化により、社会全体で子どもを育てようとする意識も希薄化してきており、子どもを産み育てたいという希望を誰もが素直に持つことが難しくなっています。

本計画の前身である第2期三郷町子ども・子育て支援事業計画では、「笑顔と元気があふれ、すべての子どもと親が輝くまち」の基本理念のもと、子どもがすこやかに育ち、安心して子どもを産み育てることができるよう社会全体で支援していくことをめざし、さまざまな取り組みを進めてきました。

本計画では、この考え方を踏襲しつつ、子ども大綱で示された「子どもまんなか社会」に代表される理念を尊重し、本計画の貫く意図を明確に伝えるため、新たな基本理念を「笑顔と元気があふれ、すべての子ども・若者と保護者が輝くまち」としました。

この基本理念のもと、「社会の主役は、子ども・若者たちである」との前提に立ち、すべての子ども・若者や子育てをしているすべての家庭が地域社会から孤立することなく、さまざまな人との交流を図りながら暮らし、それぞれの立場で支えあい、見守ることができ、子どもに未来を、未来に希望を抱くことができる、住み続けたい魅力のある「すこやか」な町、すこやか未来都市さんごうの実現をめざします。

2 基本目標

基本理念を実現するために、次の5つの基本目標を定め、それらを柱として総合的に施策を推進します。

(1) こども・若者まんなかのまちづくり

こども・若者を権利の主体として認識するとともに、多様な人格を持った個人として尊重し、こども・若者の最善の利益を図る視点に立った施策・事業を推進します。また、若者が社会的な自立を果たし、充実した心豊かな生活を送ることができるように支援します。

(2) 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり

すべての子育て家庭に対してさまざまな取り組みを進め、すべての親がゆとりをもって子育てできるよう、家庭をはじめ、地域・学校・企業・行政などすべての機関・団体が連携を取り合い、地域全体で子育てを応援するまちづくりを推進します。

(3) こどもがすこやかに成長できるまちづくり

次代を担うこどもがすこやかに成長することができるよう、妊娠期から大人になるまでの、切れ目のない支援や情報提供を行うなど、安心してこどもを育てることができるまちづくりを推進します。

(4) 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり

現在、子育てをしている親だけでなく、次代の親となるこども・若者が、個々の個性を認め合い、心豊かな人間性を培うとともに、自己肯定感や有用感を持ち、さまざまな機会を通じて「生きる力」を育むことができるまちづくりを推進します。

(5) こども・若者・子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

こども・若者やすべての子育て家庭が安心して暮らすことができるまちにするため、関係機関の連携をはじめ、公共施設等の子育てにおけるユニバーサルデザイン化の促進を進めるとともに、犯罪やこども・若者に関する事件を未然に防ぐまちづくりを推進します。

3 施策の体系

笑顔と元気があふれ、すべてのこども・若者と保護者が輝くまち

基本目標	主な取組	取組
1 こども・若者 まんなかの まちづくり	(1) こども・若者の権利の尊重と 意見表明の場の確保	① こどもの権利についての周知・啓発 ② こども・若者の意見聴取・意見表明の場 づくり
2 子育てに喜びや 生きがいを感じ ることができる まちづくり	(1) 地域における子育ての支援	① 地域における切れ目のない子育て支援 サービスの充実 ② 世代間交流の推進 ③ 青少年（児童）健全育成事業の推進
	(2) 仕事と子育ての両立支援	① 仕事と子育ての両立支援サービスの充実 ② 男女共同参画による子育ての推進
	(3) 誰一人取り残さないきめ細か な取り組みの推進	① 児童虐待防止対策・ヤングケアラー支援 の充実 ② 障がい児施策の充実 ③ ひとり親家庭等の自立支援の促進
3 こどもが すこやかに 成長できる まちづくり	(1) 親と子の健康の確保・増進	① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 ② こどものすこやかな成長を見守り育むた めの家庭や健康づくり ③ 小児保健医療の充実 ④ 食育の推進 ⑤ 思春期保健対策の充実
4 親と子の 学びと育ちを 応援する まちづくり	(1) 質の高い乳幼児教育・保育の 充実	① 質の高い乳幼児教育・保育の充実
	(2) こどもの心身のすこやかな成 長のための教育環境の整備	① 家庭教育への支援等の充実 ② 幼児・児童教育の充実 ③ こどもの生きる力の育成に向けた学校教 育環境の整備 ④ こども・若者の居場所づくりの推進 ⑤ こども・若者を取り巻く有害環境対策の 推進
	(3) こども・若者の将来像の形成 支援	① こども・若者の将来像の形成 ② 困難な状況にあるこども・若者の支援 ③ 少子化対策の推進
5 こどもにとって 安全で安心な まちづくり	(1) 子育てを応援する生活環境の 整備	① 安心して子育てできる環境の整備 ② 環境美化の推進
	(2) こども・若者の安全の確保	① こども・若者を交通事故から守るための 活動の推進 ② こども・若者を犯罪の被害から守るた めの活動の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者まんなかのまちづくり

(1) こども・若者の権利の尊重と意見表明の場の確保

こども・若者は、生まれながらにして権利をもっていて、それは取り上げられるものではありません。多様な人格を持った「個」として尊重し、それぞれの年齢・発達の程度に応じて、さまざまな形で自らの意見を表明することができる機会を確保します。

① こどもの権利についての周知・啓発

広く町民に対して、こどもの権利に関する啓発活動を行い、こどもたちの権利について理解を深めます。

※事業対象について、「幼」は妊娠・出産期～乳幼児期（0～5歳頃）、「学」は学童・思春期（小・中学生年代）、「若」は青年期（高校生年代～39歳頃まで）を示しています。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
多間クラブ （子ども人権学習支援事業）	三郷小学校の3～6年生を対象に、己書を通じて、地域の人々とのつながりや仲間との交流を深め、人との出会いを大切にし、互いの人権を認め合い支え合える心を育てます。		★		教育総務課
親子で遊び隊 （子ども人権学習支援事業）	三郷小学校の児童を対象に、さまざまな体験活動を通じ、地域の人とのつながりや家族や仲間との交流を深め、互いの人権を認め合い、支え合える地域づくりをめざします。		★		教育総務課
ふれあいクラブ （子ども人権学習支援事業）	三郷小学校の3～6年生を対象に、太鼓の演奏及び発表会を行っています。この中で、人間関係を育成し、人と人がつながることの大切さや、自尊感情や、やる気を持たせます。		★		教育総務課
にこやかクラブ （子ども人権学習支援事業）	三郷北小学校の3～6年生を対象に、手話コーラスを実施します。手話コーラスを初歩から学び、「音楽と手話」でつながる仲間づくりと福祉に対する理解と思いやりの心を育成します。		★		教育総務課
どんどん和太鼓 （子ども人権学習支援事業）	中学生が対象で、体験を通して仲間づくりを深めています。太鼓の演奏練習を通して人間関係をつくる力を培い、リーダー性を育成し、和太鼓を通じ歴史や文化を学び、人権についての知識向上を図ります。		★		生涯学習課

② こども・若者の意見聴取・意見表明の場づくり

広く町民に対して、こどもの権利に関する啓発活動を行い、こどもたちの権利について理解を深めます。

◆◇ 主な取り組み事業 ◇◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
こども議会	こどもたちが「こども議会」を通じて議会の場を疑似体験することにより、町政や議会に関心を持ち、自分たちの権利や意見をまちづくりに反映させることの大切さを学ぶ機会をつくれます。		★		議会事務局
1日こども町長	町内の小学生（5・6年生）を対象に、「自分が町長になったら、どんな三郷町にしたいか」をテーマに意見を募集し、選ばれた小学生に「1日こども町長」として町長体験を行っています。今後もこどもたちが意見できる機会の確保を目的に事業継続を検討します。		★		企画財政課
こども・若者の意見聴取・意見表明の場の確保	こども・若者が三郷町のことを学習して将来の姿を考えるとともに、自らの意見を形成し、表明することができるよう支援します。	★	★	★	こども未来課 生涯学習課
こども向けの情報提供の推進	こども・若者が社会や三郷町のことを知り、自らの意見の形成に必要な情報を得ることができるよう、こども向けの情報提供を推進します。	★	★	★	こども未来課 生涯学習課

基本目標2 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり

(1) 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭が地域で孤立することなく安心して子育てができるよう、ネットワーク等を活かした子育て支援に関する情報提供や切れ目のない子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域のさまざまな人との交流を推進し、地域全体で子育て家庭を支援します。

① 地域における切れ目のない子育て支援サービスの充実

すべてのこどもが持つ個性や多様性を尊重しつつ、子育て家庭の事情や特性に応じたきめ細かな支援を行い、こどもたちのウェルビーイングの向上と子育て当事者の負担の軽減を図ります。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
子育て支援センター 「ちいすてっぴ」	就学前児童と保護者を対象に、フリースペースを設置し、同じ年頃のこどもや保護者同士での交流やつながりを深めるとともに、育児不安などについての相談等も行います。	★		★	こども未来課
子育てボランティアの育成	子育てボランティアの育成・支援・交流を図り、療育教室、付き添い児の対応など子育て支援を行います。	★	★	★	社会福祉協議会
乳幼児相談	健診後経過観察児などを対象に、希望者に随時実施し、育児不安の解消とすこやかな子育て実践のための場としています。また、他機関との連携、情報収集を行い、問題解決により効果的な相談となるよう努めます。	★		★	すこやか健康課
ファミリークラス	妊婦とその配偶者を対象に、3回を1クールとして、年間3回実施しています。父親が参加する貴重な事業であるため、家族全体の健康、支えあうことの大切さなどに視点を置き、参加しやすい休日に設定します。			★	すこやか健康課
育児教室 「キラキラんど」	未就園の乳幼児とその保護者を対象に、こども一人ひとりの発達段階に合わせた遊びや、自宅でも簡単に作ることができる手作りおもちゃを提案しています。保育士と一緒に親子で遊びの幅を広げることで子育てに喜びや生きがいを感じるきっかけづくりとなることを目的としています。	★		★	すこやか健康課
ファースト バースディ事業	1歳を迎えるこどもを対象に、こどもの成長をともに喜ぶ機会を提供しています。こどもの計測や育児相談とともに、特別な空間で好きな写真を撮影できるスポット、手形をライブペインティングしてプレゼントするなど、保護者のニーズに合わせて実施しています。	★		★	すこやか健康課

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
母子手帳アプリ	子育ての知識や町からの情報を必要とする子育て世帯に届ける手段として、スマートフォンでの「子育てモバイルシステム」を運用しています。定期的に利用者のニーズを聞き取り、内容を充実させることでさらなる情報の周知や保健師へ相談しやすい環境づくりをめざします。	★		★	すこやか健康課
児童手当	高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)までの児童を養育している父母あるいは養育者に、手当を支給します。	★	★	★	こども未来課
出産育児一時金	母親が国民健康保険被保険者で出産した場合に出産育児一時金を支給します。出産に伴う自己負担の軽減を図ることで、少子化傾向の抑制に寄与します。	★		★	保険課
遺児福祉年金	本町に6か月以上居住し、両親またはどちらかの親と死別あるいはそれと同様の状態にある義務教育終了前の児童に対して、該当児童1人につき月額3,000円を支給します。	★	★	★	こども未来課
ブックスタート	4・5か月児健診の際、ブックスタートパック(絵本・アドバイス集ほか)を贈り、赤ちゃんとその保護者が絵本を介して楽しいすこやかなひとときを持ってもらうよう、絵本の読み方の説明と図書館の利用案内等を行います。	★		★	図書館
小学生一日図書館員体験	小学生高学年を対象に、図書館業務を体験してもらうことで、図書館に興味を持ち、仕事の大切さを知る機会を提供します。		★		図書館
ぬいぐるみの図書館おとまり会	こどもたちのお気に入りのぬいぐるみが図書館で過ごす様子を図書館員が撮影し、翌日ミニアルバムと関連絵本を手渡すことにより、こどもたちに図書館や本に関心を持ってもらうことを目的としたイベントを実施します。	★	★		図書館
子育て支援事業	保育園に通っていない0歳～就学前までの児童と保護者を対象に、毎回テーマを決め、年間を通じて実施することで、育児不安などについての相談・支援を行います。	★		★	西部保育園
未就園児保育(プレ保育)	就園前の児童の親子等を対象にさまざまな遊びを通して、集団生活に慣れ、自主性を育てることを目的としています。	★		★	南畑幼稚園 愛の園幼稚園 信貴幼稚園
園庭開放	地域に開かれた幼稚園をめざし、親子で自由に楽しんでもらうため、園庭開放を実施します。	★		★	愛の園幼稚園 信貴幼稚園

② 世代間交流の推進

こども・若者が社会に参加することは、こども・若者の自己肯定感を高めるだけでなく、地域社会へ活力やにぎわいをもたらすことから、こども・若者がさまざまな年代と交流できる機会を確保し、好循環を生み出すための地域のつながりづくりを推進します。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
つながり学級 (子ども人権学習支援事業)	三郷北小学校の児童・保護者を対象に、軽スポーツや調理学習等を通して、家族や仲間との交流を深め、互いの人権を認め合い支え合える地域づくりをめざします。		★	★	生涯学習課
さんごう ふれ愛フェスタ	老若男女を問わず、地域住民の方と地域のボランティアがさまざまな遊び(作る、体験する、みんなで遊ぶ)を通じて楽しめます。地域交流の拠点づくりと関係機関との連携と支援のためのネットワークづくりに役立れます。	★	★	★	社会福祉協議会
世代間交流事業	地域の特別養護老人ホーム等へ訪問したり、園行事に招いたりし、園児が地域の高齢者との交流の中で思いやりやマナーを学ぶ機会となるよう努めます。	★			南畑幼稚園

③ 青少年(児童)健全育成事業の推進

児童の健全育成を支援するため、地域ぐるみで多世代交流や文化・芸術に関する講座や野外活動を行います。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
児童館映画会	小学生を対象に、児童館活動の一環として文化活動を体験することによって、情操を育てます。		★		ふれあい交流センター
スポーツ少年団	スポーツ活動を通じた青少年の心身の健全な発達のため、町内のスポーツ少年団(卓球・野球・女子ソフト・サッカー・少林寺・剣道)への補助を行います。また、こどもたちにスポーツの魅力を伝え、団員数の増加につなげます。		★		生涯学習課
教育講演会	青少年育成三郷町民会議、三郷町PTA連絡協議会主催で年に1回講師を招き、講演会を実施しています。	★	★	★	生涯学習課

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
子ども・若者 育成支援強調月間	夏休みにポスターの公募を行い、青少年育成三郷町民会議啓発促進部会で、入賞作品1作品を選び、ポスターを作成し、奈良県が毎年11月に実施する「奈良県子ども・若者育成支援強調月間」に合わせて、掲示しています。		★		生涯学習課
芸術祭美術展	三郷町芸術祭美術展における「子ども美術展」の開催により地域のこどもの美術に対する関心を高めるため芸術祭美術展への補助を行います。		★	★	生涯学習課
ふれあいのつどい	青少年育成三郷町民会議地域活動部会主催で、信貴山のどか村でカレー作り、ゲーム、工作、味覚狩り等を家族で楽しんでもらい、活力と創造性に満ちた青少年を育成するとともに、家族・地域社会等のふれあいを築きます。		★		生涯学習課
親子ふれあい ハイキング	生駒郡青少年指導員連絡協議会主催で、史跡、亀の瀬散策とブドウ狩りを家族で楽しんでもらい、活力と想像性に満ちた青少年を育成するとともに、家族・地域社会等のふれあいを築きます。		★	★	生涯学習課
ふれあい フットサル大会	生駒郡青少年指導員連絡協議会主催で、生駒郡の小学生を対象にスポーツを通じて交流と親睦を深める活動を行います。		★		生涯学習課
問題行動等防止 巡視	青少年育成三郷町民会議、各校生活指導教諭、の協力のもと、三郷中央公園多目的広場で開催している「大和川フェスティバル」において巡回指導を行います。 また、生駒郡青少年指導員連絡協議会では、夏休み期間中の夜間に巡回指導を行います。		★	★	生涯学習課

(2) 仕事と子育ての両立支援

仕事に従事しつつも、自分の時間を大切にし、ゆとりを持って子どもとともに過ごす時間を持つことができるよう、暮らしに子育てが調和した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

① 仕事と子育ての両立支援サービスの充実

今後も共働き家庭の増加が見込まれることから、子育て当事者や若者が自身の望むライフコースを諦めることがないように、仕事と子育ての両立支援サービスを充実します。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
病児保育事業	こどもが病気になり、保護者が仕事などで看病することができない場合、こどもを一時的に預かる事業です。西和地域の関係5町で西和医療センター敷地内に共同設置しています。	★	★	★	こども未来課
ファミリー・サポート・センター	子育てのサポートをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての応援がしたい人(サポート会員)が地域で子育てを支え合う会員組織・有償ボランティア活動です。	★	★	★	こども未来課
女性の就労支援	子育て中の女性が安心して就労できるよう、制度や事業等を啓発していきます。			★	こども未来課
テレワーク促進事業	町内にはICTを活用して整備した「奈良サテライトオフィス35」と「FSS35サテライトオフィス」があり、テレワークで業務を行うことができます。場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ができる環境を提供することにより、子育て中の方等のテレワーク促進を図ります。			★	まちづくり推進課

② 男女共同参画による子育ての推進

事業所、地域、子育て支援団体などと相互に連携し、男女がともに協力して子育てができるよう、家事・育児の分担や協力について、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った啓発を行うとともに、親の子育て力の向上や子育てへの参加促進に努めます。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
男女共同参画社会推進事業	男女が、お互いの人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、セミナー等の啓発活動をはじめとする関連施策を推進します。	★	★	★	住民福祉課
女性の資格取得支援事業	18歳以下のこどもを療育している女性に対し、就労のために必要となる専門的な資格等の取得費用(上限10万円)を助成することで、再就職やキャリアアップ等の促進をめざします。			★	住民福祉課

(3) 誰一人取り残さないきめ細かな取り組みの推進

困難な状況にあっても、さまざまな支援を受けながら自立した個人として、自己実現できる社会の実現に向けて、こども・若者が“より自分らしく幸福に”生きることができるよう、自分の現在や将来を自ら選択し、決定し、実現していくことことを支援します。

① 児童虐待防止対策・ヤングケアラー支援の充実

こどもへの虐待の防止に努めるとともに、関係機関と連携して児童虐待の発生予防に努めるとともに、児童虐待やヤングケアラーの早期発見・早期対応、家庭への支援など、総合的な支援を図ります。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
要保護児童対策地域協議会の推進	関係機関と連携しながら「三郷町要保護児童対策地域協議会」として、迅速かつ適切な対応及び支援ができるよう取り組み、早期発見・早期対応・継続的な支援に努めます。	★	★	★	こども未来課
ヤングケアラー※への支援	家事や家族の世話話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより学業や友人関係等に支障が出てしまうヤングケアラーの問題を早期に発見し、必要な支援につなげることができるよう、関係部署が連携して支援体制を強化します。	★	★	★	社会福祉協議会 こども未来課 すこやか健康課 住民福祉課 長寿介護課 教育総務課 生涯学習課

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

② 障がい児施策の充実

乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない支援を推進するとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。また、医療的ケアを必要とするこどもには、医療、福祉、教育が連携して対応する環境整備に取り組みます。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
巡回支援事業	町内の保育園、幼稚園、小中学校等に作業療法士を派遣し、発達が気になるこどもの観察等を行います。また、保育士、教師及び保護者等に相談や支援方法の提案や指導等を行います。	★	★	★	こども未来課
療育支援事業	発達が気になるが、医療機関の受診など療育支援を受けていないこどもに対して療育支援の必要性を知らせる教室を運営します。	★	★	★	こども未来課
配慮を要するこどもの学習・進学支援の充実	学習や進学に配慮を要するこどもに、年齢や発達状況など、こどもの状況に応じて支援し、安心して教育を受けられる環境を整えます。		★		教育総務課
特別支援教育・障がい児保育	こどもの発達が気になる段階から一人ひとりのニーズを把握し、こどもたちが持つ力を発揮できるよう、個々に応じた適切な支援を行います。	★			南畑幼稚園 愛の園幼稚園 信貴幼稚園 西部保育園 勢野保育園 希望ヶ丘保育園 レイモンドヒルズ保育園
療育教室	行政との連携を図りつつ、発達が気になる就学前のこどもたちの豊かな可能性を引き出すことや、保護者の子育てについて、日々の悩みを聞き、相談援助や情報提供を行います。	★		★	社会福祉協議会
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	★			住民福祉課
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、障がい児以外のこどもとの集団生活への適応のための専門的な支援など、必要な支援を行います。	★			住民福祉課
放課後等デイサービス	就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。		★		住民福祉課

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
障がい者（児） 計画相談支援	相談支援専門員が障がい者（児）等の心身の状況、置かれた環境、保護者の意向等を踏まえ、適切なサービスを検討し、利用計画を作成します。また、個々の対象者に対し、一定期間ごとに利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。	★	★	★	住民福祉課
居宅訪問型 児童発達支援	人工呼吸器を装着し、日常生活を営むために医療を要することもや、重い疾病による感染症リスクがある状態等により、児童発達支援や放課後等デイサービスを受けるために外出できない障がい児の居宅を訪問し、基本的な動作等の生活能力向上のために必要な支援を行います。	★	★		住民福祉課
在宅障がい児 いきいきふれあい キャンプ	在宅の心身障がい児がバーベキューやレクリエーションで1日を過ごし、家族間の交流を図ります。	★	★		社会福祉協議会
特別児童扶養手当	20歳未満の身体または精神に中程度以上の障がいのある児童を監護（主として生計を維持）している父母あるいは養育者に手当を支給します。※所得制限あり	★	★	★	こども未来課
障害児福祉手当・ 特別障害者手当	在宅重度障がい者（児）で常時介護を必要とする者を対象に支給します。	★	★	★	住民福祉課
心身障害者 医療費助成事業	身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳所有者を対象に保険診療にかかる自己負担分の助成を行います。※所得制限あり	★	★	★	保険課
精神障害者 医療費助成事業	精神障害者手帳1・2級手帳所有者を対象に保険診療にかかる自己負担分の助成を行います。※所得制限あり	★	★	★	保険課

③ ひとり親家庭等の自立支援の促進

個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、こどもへのサポートなど、安心して自立した生活を送るための総合的な支援を行います。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭の母・父と子（18歳に達する日以降最初の3月31日までの者）を対象に、保険診療にかかる自己負担分の助成を行います。	★	★	★	保険課
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障がいがある場合は20歳未満）が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母または父等、児童を養育している人に支給します。 ※所得制限あり	★	★	★	こども未来課

基本目標3 こどもがすこやかに成長できるまちづくり

(1) 親と子の健康の確保・増進

それぞれのライフステージにおける課題を十分把握し、妊娠期から子育ての期間までを切れ目なく質の高い支援をすることで、安心・安全に妊娠・出産・子育てができ、こどもがすこやかに成長する環境を整えます。

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
妊娠早期からの支援体制の実施	すべての妊婦の状況を妊娠届出時に保健師が面談を実施して把握し、支援プランを立て、必要に応じて関係機関と連携し、早期に支援を実施します。			★	すこやか健康課
マニュアルに基づいた乳幼児健康診査の実施	乳幼児の発育や栄養状態の確認、疾病の早期発見、養育状態の確認、保護者の心配事や悩みへの対応等を目的に、4～5か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、5歳児健診を実施します。発育発達の配慮の必要性を早期発見し、適切な機関へとつなぐとともに、要フォローケースの把握や関係機関との連携を強化します。また、未受診児に対しては必ず保健師による面談を実施します。	★		★	すこやか健康課
妊婦及び乳幼児に対する口腔保健に関する健康教育の実施	妊娠届出時、口腔ケアに関する冊子を配布するとともに、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診では歯科健診を実施し、歯科衛生士が歯科指導及び歯科相談を実施します。また、妊婦、1歳6か月児の保護者を対象として歯周病検診を実施するとともに、2歳児歯科健診を実施します。	★		★	すこやか健康課
妊娠期から子育てにわたるまでの切れ目ない支援体制の整備	妊娠時から必要な支援が実施できるよう、保健師が相談、訪問などで支援を実施します。支援が必要なケースでは、必要に応じて関係機関との連絡調整や連携を図り多角的に支援します。また、母子保健事業として各教室を実施し、親子のニーズに沿った事業となるよう毎年評価し内容を検討します。	★		★	すこやか健康課

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
産後早期の支援 (産後ケア、産前産後ヘルプサービス、乳房ケア)	母の心身のケアや育児サポートを実施する産後ケアを4施設に委託して実施しています。産後ケアや産前産後ヘルパーについては、アンケートでも需要が高いことから、啓発にも力を入れていきます。また、乳房ケアや、育児指導を受けた場合の費用助成(上限3,000円)を実施します。	★		★	すこやか健康課
妊産婦及び父親の喫煙対策の強化	妊娠届出時、乳幼児健診時での禁煙指導の媒体を作成して啓発するとともに、乳幼児健診で喫煙者を把握した場合は禁煙指導を実施します。	★		★	すこやか健康課
心理相談員による発達検査	1歳6か月児健診や3歳6か月児健診、5歳児健診において、心理士によるK式発達検査を実施します。また、保護者から子育てに関する相談があった場合には、必要時に勧奨します。	★		★	すこやか健康課
新生児訪問	新生児期特有の育児不安・困難の解消を目的として、新生児とその母親を対象に全戸訪問を実施し、子育てに関する情報の提供、育児不安の軽減、母親の心身の様子を把握します。	★		★	すこやか健康課
育児教室 「キラキラんど」 (再掲)	未就園の乳幼児とその保護者を対象に、こども一人ひとりの発達段階に合わせた遊びや、自宅でも簡単に作ることができる手作りおもちゃを提案しています。保育士と一緒に親子で遊びの幅を広げることで子育てに喜びや生きがいを感じるきっかけづくりとなることを目的としています。	★		★	すこやか健康課

② こどものすこやかな成長を見守り育むための家庭や健康づくり

子育て家庭が孤立することなく、こどもがすこやかに成長できるよう、さまざまな機会を捉えて子育て家庭の悩みを傾聴し、必要に応じて各種子育て支援サービスにつなげ、こどもの成長速度や発達の状態に応じた適切な支援を行います。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
ファミリークラス (再掲)	妊婦とその配偶者を対象として、3回を1クールとして、年間3回実施しています。父親が参加する貴重な事業であるため、家族全体の健康、支えあうことの大切さなどについて視点を置き、参加しやすい休日に設定します。			★	すこやか健康課
保護者が気軽に相談できる場の提供	発達が気になるこどもの親の会と、ダウン症の親の会を実施します。発達が気になるこどもの親の会は参加者が少ないことから、実施方法について検討していきます。	★	★	★	すこやか健康課
メンタルヘルス相談業務委託	園児及び小中学生とその保護者や関係者に対し、スクールカウンセラーや心の相談員と連携して相談業務を実施することで、幼児児童生徒及び関係者のすこやかな心身の保持増進を図ります。	★	★	★	教育総務課

③ 小児保健医療の充実

安心して産み育てるための基盤として、こどもの医療費の助成を行い、自己負担の軽減を図ります。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
未熟児養育医療	出生後速やかに適切な処置を講じる必要のある未熟児に対して、指定養育医療機関において、母子保健法第20条の規定による必要な医療の給付を行います。	★			すこやか健康課
子ども医療費助成事業	高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)までのこどもを対象に、保険診療にかかる自己負担分の助成を行い、こどもの健康保持及び福祉の増進を図ります。なお、県内医療機関等の場合は窓口負担なしで受診することができます。	★	★	★	保険課

④ 食育の推進

生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、食を通じて豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた学習機会や情報提供を推進します。

◆◇ 主な取り組み事業 ◇◇

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
保育園における食育の推進	栄養士と保育士が連携し、食育と保育活動を組み合わせることで、子どもたちが主体的に食の楽しさを味わえる活動を進めます。	★			西部保育園
学校(園)における食育の推進	学校給食を教材のひとつとして活用し、食事のマナーや、食品の産地や栄養的な特徴の学習など、食に関する知識を深められるような指導を行います。	★	★		南畑幼稚園 三郷小学校 三郷北小学校 三郷中学校
ファミリークラスにおける食に関する知識の普及	子どもや家族の健康に対する意識を高めることを目標に、妊娠中の食事及び家族の食生活を見直す機会として、講話を行います。(年間3回実施)			★	すこやか健康課
離乳食栄養相談	4か月児健診において、離乳食を開始し、さまざまな悩みが出てくる時期に、栄養士による栄養相談を実施し、母親の心配や不安を軽減することで、よりスムーズに離乳食が進むよう支援します。	★		★	すこやか健康課
こどもクッキング	五感(視覚・嗅覚・聴覚・触覚・味覚)をフルに働かせ、作る楽しさ、食の楽しさを育みます。	★	★		給食センター

⑤ 思春期保健対策の充実

学校保健との連携のもと、性教育や性感染症に対する正しい知識の啓発・普及、喫煙・飲酒や薬物使用など心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実に努めます。

◆◇ 主な取り組み事業 ◇◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
保健指導	保健指導として、性教育や喫煙、飲酒や薬物乱用の厳禁など、発達段階に応じた教育を行います。また、保健の授業以外の場でも保健だよりや保健通信を活用し、小学生には身体や健康に関する内容を、中学生については学年集会形式での啓発指導を実施します。		★		三郷小学校 三郷北小学校 三郷中学校
薬物防止等教育講演	関係機関との連携をより一層図り、薬物乱用防止に関する講演に加え、ネットリテラシーに関する講演や性教育に関する講演会を実施します。		★		三郷中学校

基本目標4 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり

(1) 質の高い乳幼児教育・保育の充実

子育て家庭の生活実感や意向を十分に踏まえた乳幼児教育・保育の整備に関する事業を行います。

① 質の高い乳幼児教育・保育の充実

子育て家庭の生活実感や意向を十分に踏まえた乳幼児教育・保育の整備を図ります。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
教育・保育の提供体制の充実	乳幼児期が一生に及ぼす影響の重要性や特性を踏まえるとともに、多様化する子育て世代のニーズに対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、保育所（園）や幼稚園の充実を図ります。 また、保育士や幼稚園教諭の確保に努め、乳幼児期の特性や発達段階に応じた教育・保育の質的向上を図ります。	★			こども未来課

《施設型保育給付等》

事業名	事業の概要及び今後の方針
保育所（園）	保護者が共働きであるなどの理由により、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育を行います。また、特別保育の一環として保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童等を保育する一時預かりを行い、仕事と家庭生活の両立の一助を担っています。
幼稚園	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。
認定こども園	幼保一元化の推進に向け、就学前のこどもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた施設です。

《地域型保育給付等》

事業名	事業の概要及び今後の方針
家庭的保育	家庭的保育者が、居宅等のさまざまなスペースにおいて、家庭的な雰囲気の中で少人数（5人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳児未満）を対象に保育を実施する事業です。
小規模保育	増加する3歳未満児の保育需要への対応や人口減少地域等における保育基盤の維持を図るため、保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳児未満）を対象に、定員6人以上19人以下の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気、保育を実施する事業です。
居宅訪問型保育	保育を必要とし、障がいや疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児などを対象に、その乳児・幼児（原則として3歳児未満）の居宅において1対1を基本とする保育を実施する事業です。

(2) こどもの心身のすこやかな成長のための教育環境の整備

こどもたちが、質の高い教育を受けることができるよう環境整備を進めるとともに、教職員等の資質向上、体罰や不適切な指導の防止に努めます。また、就学後のこどもたちが、豊かな体験を通して、社会性や自ら進路を選択する力を身に付けられる教育環境を整えます。

① 家庭教育への支援等の充実

子育て中の親や、これからこどもを持つ方に対して、家庭教育に関する情報や学習機会の提供を充実します。

◆◇ 主な取り組み事業 ◆◇

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
家庭教育学級	こどもの人間形成における家庭教育の重要性や役割を認識し、家庭教育の活性化を図るため、保護者を対象に子育てや家庭教育に関するさまざまな学習をします。			★	生涯学習課

② 幼児・児童教育の充実

乳幼児期からの各年齢段階に応じた絵本等に関する講座や読み聞かせ、保護者の多様なニーズに対応した教室や講座などの充実を図り、豊かな情操・創造力・社会性が身につく幼児・児童教育の充実に努めます。

◆◇ 主な取り組み事業 ◆◇

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
福祉学習	小学生に対し、車いす、点字、手話の体験を通して福祉学習の推進を図ります。		★		社会福祉協議会
本の森探検隊	図書館が指定するイラストが載っている図書を探して読書し、ハンコを押します。最終日にハンコを多く集めたこどもたちの表彰式を行います。		★		図書館
アニメ上映会	毎週土曜日に実施している上映会(大人向け)に加え、こどもが楽しめるアニメ上映会を実施しています。	★	★		図書館

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
本の帯コンテスト	こどもたちがお気に入りの本の帯を作成して展示することで、多くの人にその本を手にとってもらう機会を設けます。また、表彰式で帯に記されたおススメポイントを紹介することで、こどもたちの読書への関心、満足感を高めます。		★		図書館
おはなし会	おはなしルームにこどもたち(幼児～小学生)を集め、絵本や絵芝居の読み聞かせを行います。本とふれあう機会をつくり、こどもたちの感性を磨き、創造力や情緒豊かな成長を促進します。通常の開催日に加え、親子で来館しやすい祝日なども実施することで、参加人数の増加をめざします。	★	★		図書館
夏・冬のつどい	夏・冬休み時に視聴覚室でこどもたちを集め、人形劇やストーリーテリング(お話の語り)等を行います。	★	★		図書館
こども交流会	町内の小学校4年生から中学生を対象に、自主的・主体的な学習態度を育成します。		★		ふれあい交流センター

③ こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備

こどもたちが確かな学力を身につけ、児童・生徒が主体的・自律的に行動する力(生きる力)を養い、こどもたちの個性を生かしながら、教育内容の充実や指導方法の改善向上に努めます。

◆◇ 主な取り組み事業 ◇◇

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
学校教育の充実	ICTの活用など先進的な教育環境の整備に努めるとともに、幼児教育・保育と学校教育との円滑な接続を実現し、こどもたちが安心して学習できる教育環境を構築します。	★	★		こども未来課 教育総務課
教育環境の整備	困難を抱えるこどもが安心してSOSを発することができる教育環境の整備や、登校はできても教室に入れないこどもたちが、別室でサポートを受けることができる校内フリースクールの設置など、こどもたちが自ら考えや気持ちを発信しやすく、安心して過ごせる学校教育環境の整備を行います。		★		教育総務課

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
外国語教育の推進	国際社会に生きていくために必要な外国語に慣れ親しむことができるよう、幼児期からA L Tによる生きた外国語教育を実施します。また、中学生の希望者に対し英検対策講座を実施し、語学資格取得に挑戦することでキャリア形成につなげていきます。	★	★		教育総務課
特別支援教育の充実	障がいの有無に関わらず、「ともにまなび ともにおもい ともにそだつ」学校の実現のため、個々に応じた教育を行えるよう、町独自で特別支援教育講師や、こどもたちの学習以外のサポートを行う特別支援教育支援員を配置します。		★		教育総務課
朝の学習活動	学習習慣を付けることを目的に、朝の学習時間において、全校一斉に読書や基礎・基本をつけるため国語(読書、1分間スピーチと問答、読み聞かせ、プリント学習等)に取り組みます。		★		三郷小学校 三郷北小学校
水曜学習会	希望者を対象として、全教師で指導する中で、個々の生徒の習熟にあった学習を行います。		★		三郷中学校
学習支援塾	中学3年生を対象とし、進路決定に向けて生徒と教師が互いに励まし合い、支え合いながら基礎学力と学習意欲の向上を図ります。		★		教育総務課

④ こども・若者の居場所づくりの推進

こども・若者が集まって学習や遊びを通して自主性や社会性・創造性を向上させることができるよう推進します。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
居場所の確保	すべてのこども・若者が、気軽に立ち寄り、安心・安全に過ごすことができる居場所を充実させるとともに、地域におけるこどもの居場所づくりとなるような活動を支援します。 また、不登校や学校に行きにくいこどもが学校や家庭以外で学び、共に過ごすことができる安心安全な居場所（ふらっと）を令和7年度（2025年度）より平日に開設し、将来に向けて社会的な自立を支援する場所とします。	★	★	★	こども未来課 住民福祉課 教育総務課
学童保育	児童の健康管理・安全管理・情緒の安定を図り、遊びからの活動への意欲と態度を形成し、遊びを通しての自主性・社会性・創造性を向上させることを目的として、小学校1～6年生を対象に、学習習慣（宿題）、自由な遊び（ボール遊び・ゲーム・絵画・工作づくり等）を行います。		★		ふれあい交流センター
放課後児童クラブ（学童保育）	保護者が就労等により昼間家庭において保育できない世帯の児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることをめざします。 また、令和7年度（2025年度）から運営を民間委託し、保育内容の充実等に努めます。		★		こども未来課
35こども食堂	孤食をしているこどもや支援が必要なこどもに対して、定期的に食事の提供や食材の配布を行うとともに、安心して過ごすことのできる居場所を提供します。	★	★	★	社会福祉協議会
寄附型自動販売機の設置	売上金の一部を企業から寄付金として受け取ることができる「寄附型自動販売機」を、三郷町役場前に1台設置しています。この寄付金は三郷町社会福祉協議会へ寄附し、こども食堂の運営を支援します。	★	★	★	住民福祉課
子ども会連合会	子ども会相互の連携を図り、子ども会の活動を充実するとともに、こどもの健全育成のため町子ども会連合会への補助金を交付します。		★		生涯学習課

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
FSS35 スポーツパーク	テニスコート、バスケットコート、BMXパーク、スケートボードパーク及び屋内練習場から構成したスポーツパークです。インクルーシブシティ三郷の実現に向け、多様な方々がスポーツ交流を通じてあらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう居心地の良い場所とし、また、こどもたちの居場所となる施設をめざします。		★	★	生涯学習課
奈良おもちゃ 美術館	令和7年（2025年）3月に、木のおもちゃで遊び、学べる「木育」がテーマの体験型ミュージアムを設置しました。木のおもちゃを通して、こどもたちだけでなく、さまざまな年代が交流できる施設をめざします。	★	★	★	こども未来課
日本遺産ビジター センター・かわま ちづくり	日本遺産ビジターセンターでは、柏原市（大阪府）や国土交通省と連携した広域アクティビティとして大和川の川下りやガイドによる観光案内を行い、地域の事業者と連携した物販やグルメの起点の施設とするほか、大和川の河川敷遊歩道や亀の瀬地すべり歴史資料室と連携し、全世代型の憩いと学習の場をめざします。	★	★	★	ものづくり 振興課
大人のための ストーリー テリング	暗闇の中、ロウソクの明かりを灯しておはなしをする「ろうそくのおはなし会」を大人対象で行うことで、その時だけ童心に帰って物語を楽しんでもらい、心に安らぎを得てもらいます。			★	図書館

⑤ こども・若者を取り巻く有害環境対策の推進

こども・若者の健全な成長にとって有害となる情報を浄化する取り組みを進めるとともに、情報の発信者に対しても自主的な措置を取るよう働きかけを促進します。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
合同立入巡回啓発 指導活動	青少年を取り巻く社会環境は情報化の進展や多様なメディアの発展等により、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある情報があふれています。このことから、指定された有害図書等について図書館や書店等の巡回指導に取り組みます。	★	★	★	生涯学習課

(3) こども・若者の将来像の形成支援

こども・若者にさまざまな学習機会や情報を提供することで、自らの将来を考え、自ら選択・決定し、希望と意欲を持って将来を切り開いていくことができるよう支援します。

① こども・若者の将来像の形成

すべてのこども・若者が、固定化された価値観の解消や多様な価値観があることの理解を促進し、自分らしい人生を歩み、幸福に暮らすことができるよう支援します。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
図書館ボランティア	中学生・高校生を対象に図書館の業務を体験してもらい、働くことを体験することにより、仕事の厳しさ、難しさに触れ、仕事の大切さ、社会人のマナーを知り、健全な社会人への成長を促します。		★	★	図書館
保育実習	中学3年生の家庭科の授業において、保育園の協力のもと、乳幼児の発達について学習します。実際に幼児に接することで学習が深まり、さらに自分自身をふり返り、将来について考える材料とします。		★		三郷中学校
進路選択や将来の就職、社会的自立のための支援	家庭の事情や経済的理由により進学が困難な生徒に対し、進路選択等の支援や職業的自立や就労に向けた支援等を行います。		★		こども未来課 教育総務課

② 困難な状況にあるこども・若者の支援

困難な状況にあっても、さまざまな支援を受けながら自立した個人として自己実現できるよう、それぞれの状況等に応じた支援を行います。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
相談体制の充実	虐待、いじめ、不登校やひきこもり、障がいなど、困難な状況にあるこども・若者やその関係者が相談しやすい体制の充実を図ります。	★	★	★	こども未来課 すこやか健康課 住民福祉課 教育総務課 生涯学習課

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
こども・若者の自殺対策	こころの健康維持には、悩み等を相談できる体制整備や早期にこころの不調に気づき適切な処置をとるメンタルヘルス対策が重要です。自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」を養成することで、身近に悩みを抱える人を支えあえる地域づくりを推進します。		★	★	すこやか健康課
重層的支援体制整備事業	核家族・少子高齢社会が進行する中、支援を必要とする家庭やこどもが抱える福祉の課題が複雑化・多様化し、狭間のニーズに対応できるよう関係機関・部署が連携し、包括的に相談支援を行います。	★	★	★	社会福祉協議会
就学援助制度	義務教育段階において、経済的な理由等によってこどもたちの就学が妨げられることのないよう学用品費等の援助を行います。		★		教育総務課
フードドライブ・フードパントリー事業	個人や企業から消費しきれなくなった食品の提供を受け、ボランティア団体で実施しているフードパントリーに活用してもらうことで、子育て世帯の支援等につなげています。この活動により、昨今問題となっている「食品ロス削減」「ごみの減量」等、地球温暖化防止にも役立てます。	★	★	★	住環境政策課 社会福祉協議会
フードレスキュー	生活が窮迫し、喫緊に生活上の困難（経済的）に直面し、制度・支援策につながる、またはつながる可能性のある方に対して、食糧支援を行います。			★	奈良県社会福祉協議会
高校生等通学定期代助成金	高等学校等に入学する1年生に対し、経済的負担を軽減するため、1か月の通学定期代が1万円を超えた額を助成します。			★	奈良県社会福祉協議会
生活福祉資金貸付制度	生活困窮世帯などに生活支援資金・教育支援資金などを貸し付け、経済的自立と生活の安定を図ります。	★	★	★	社会福祉協議会
生理用品の配布	経済的に困難な家庭に対し、生活支援として生理用品を配布します。		★	★	社会福祉協議会

③ 少子化対策の推進

若い世代が、主体的な選択により結婚や子どもを産み育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていきます。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
不妊治療・不育治療費の助成	不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい町づくりを実現するため、平成27年度(2015年度)から不妊治療費の一部助成を実施しています。 今後は、県の補助事業と整合性を図り、継続して不妊治療費の助成を実施します。			★	すこやか健康課
定住化促進 空き家活用事業	町内に所在する空き家を活用し、定住促進による地域の活性化を図るため、老朽化した空き家を解体後、同一敷地内に自己の居住用に新たに住宅を建築する方や、空き家をリフォームして町に定住する方を支援するため、空き家を解体する工事及び住宅の新築・改修に要した工事等の費用の一部を補助しています。 改修に関しては中学生以下の子どもがいる家庭には加算があり、子育て世帯の支援につなげています。			★	住環境政策課
家賃助成	定住促進・結婚支援の施策として、町内に転入して1年以内の若年夫婦世帯と子育て世帯を対象に、要件に該当する町内の民間賃貸住宅に支払う家賃に対し、月額1万円を1年間助成します。			★	まちづくり推進課
住宅取得助成	定住人口の増加を促進し、地域における少子化対策を強化するため、家賃助成金の交付を受けた世帯が家賃助成開始日から3年以内に、町内の住宅を取得された場合に50万円を助成します。			★	まちづくり推進課
三郷町婚活事業 SVM	出生率の増加、離婚率の減少、孤立防止をめざし、専門業者へ委託して、結婚相談所の開設、マッチングの実施、婚活イベントの開催等を行っています。また、これらの事業では、専門的な養成講座を受講されたボランティアサポーター達が精力的に活動しています。			★	住民福祉課
三郷町婚活事業 補助金	少子化対策の一環として、結婚を望む男女に出会いの場を提供することを目的に、婚活イベントを実施する事業所に対して最大10万円を助成します。			★	住民福祉課

基本目標5 こどもにとって安全で安心なまちづくり

(1) 子育てを応援する生活環境の整備

妊婦やこどもをはじめ、誰もが安全に移動できる歩行空間の確保、公園などこどもが安全・安心に遊べる空間の確保など、子育てを応援する生活環境の整備を行います。

① 安心して子育てできる環境の整備

妊婦やこども、子育て家庭をはじめ、だれもが安全に道路を通行できるよう、歩行空間の確保、歩道の段差解消、町内の主要道路を対象としたバリアフリー化の推進を図るとともに、町内の主な駅周辺の放置自転車の防止を推進します。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
町内道路等のバリアフリー化	ベビーカーや車椅子の利用者を含めた高齢者及び妊婦や乳幼児を連れた人の誰もが安心して通行できる歩行空間の確保、既存歩道の段差解消に取り組みます。	★	★	★	都市建設課
通学園路等整備事業	毎年、警察、奈良県、町関係各課と通学園路等合同点検を行い、問題のある通学園路の対策を行います。また、歩道が設置されていない通学路については、交通安全対策として、交通安全施設の充実や舗装を工夫して通学路として区別できるような整備を検討します。	★	★	★	都市建設課
放置自転車等防止業務	町の美観を損ない、歩行者・車椅子・緊急車両等の通行を妨げる放置自転車等を排除し、住民一人ひとりが自覚をもって安全で快適なまちづくりを進めるため、町内3か所の駅（JR三郷駅・近鉄信貴山下駅・近鉄勢野北口駅）周辺を「自転車・バイクの放置禁止区域」に指定し、月2回の巡回を行い告知・撤去・保管を実施します。	★	★	★	住環境政策課
子育て環境の整備	「こども・子育て支援事業債」を活用して、西部保育園の築山の芝生化や防犯カメラの設置、南畑幼稚園に遊具の設置を行い、教育・保育環境の整備に努めます。また、子育て支援センターちいすてっぷの照明設備のLED化や三郷北小学校放課後児童クラブの新・旧棟を修繕することで子育て環境の充実及び児童の健全育成に努めます。	★	★		こども未来課

② 環境美化の推進

公園の維持管理や空き地の雑草等の除去を行い、町内の生活環境の美化や子ども・若者を含め、誰もが安全に憩うことができる環境の整備に取り組みます。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
公園の維持管理	年1回の点検時に問題のある既設遊具の修繕、撤去等を行い、最新の安全基準を満たした遊具への入替を実施します。多様化する余暇ニーズに対応するべく、安全上及び衛生上必要な公園等施設管理・整備を行うとともに、限られた予算の中で地域ニーズに対応します。	★	★	★	都市建設課
空き地に繁茂した雑草等の除去	住宅周辺の空き地に雑草が繁茂し、または枯草が密集、かつこれらが放置されることにより、生活環境が著しく損なわれ、犯罪、病虫害または火災その他の災害の発生要因となっているため、年に2回、草刈依頼文書を発送し、空き地の管理を適正化することにより、良好な生活環境の確保と住民生活の安全を図ります。	★	★	★	住環境政策課
再生資源集団回収支援事業	自治会や子ども会等の団体が回収した空き缶や段ボール、新聞紙等の資源ごみに対し、回収したごみ量に応じて補助金を交付し、各種団体の活動を支援します。	★	★		住環境政策課

(2) こども・若者の安全の確保

こども・若者を交通事故等から守るための活動を進めるとともに、こども・若者が関わる事件の未然防止や発生した場合の体制整備に関する事業を行います。

① こども・若者を交通事故から守るための活動の推進

園児・児童に対する交通安全教室を開催し、自ら身を守ることができるよう、各年齢段階に応じた交通安全教育を推進します。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
園児・児童に対する交通安全教室	園児・児童が交通ルールを学び、自ら身を守るよう交通安全教育を実施します。	★	★		住環境政策課
自転車乗車用ヘルメットの購入促進	道路交通法の一部改正により、すべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、自転車乗車用ヘルメットを購入された方に助成金を交付し、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するとともに、交通事故による被害の軽減を図ります。	★	★	★	住環境政策課

② こども・若者を犯罪の被害から守るための活動の推進

近年では、こども・若者に関する事件が急増していることから、防犯ベルの配布や「こども 110 番の家」を積極的に配置し、万が一の際にすぐに対応できるよう体制の整備を図ります。

◆◆ 主な取り組み事業 ◆◆

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
こども見守り隊やネットさんごうの拡大	家庭・地域・学校が連携して、ボランティアによるこどもたちの登下校時の通学路における見守りや声かけ巡回等を行います。また、メール配信サービス「子ども情報ネットさんごう」による町内及び近隣市町村の不審者情報などの提供や、保護者のスマートフォンでこどもの登下校時の通過履歴を確認できる「見守りビーコンシステム」の設置など、こどもたちの生命・身体に危害を及ぼす犯罪の未然防止を図ります。		★		教育総務課

事業・施策名	事業概要	事業対象			担当
		幼	学	若	
「こども110番の家」 設置事業	こどもたちが狙われる事件を未然に防止するため、町内の自治会・PTA・店舗等に「こども110番の家」の旗の設置を呼びかけ、こどもが事件や事故に遭遇した際には、逃げ込み、身を守れる場所として旗の設置、掲揚をお願いしています。旗をたくさん掲げることで、犯罪者に対して「この地域はこどもを大切に、防犯意識の強いところだ」ということをアピールし事件の抑制を図ります。	★	★		住環境政策課
防犯活動の推進	西和警察署及び三郷町、町内の自主防犯団体等が相互に協力し合い、防犯パトロールやこどもたちの見守り等の防犯活動を推進します。	★	★	★	住環境政策課
防犯灯の設置	自治会から要望のあった場所に防犯灯を設置し、夜間の路上における犯罪防止を図ります。	★	★	★	住環境政策課
防犯カメラによる 見守り	町内主要3駅の駅前や主要幹線道路に防犯カメラを設置するとともに、町保有の公用車にドライブレコーダーを取り付け、「走る防犯カメラ」として、全住民が安心・安全に生活できるよう見守ります。	★	★	★	住環境政策課
犯罪被害者等の 支援	犯罪により被害を受けた方やその家族に対し、被害の早期回復及び軽減を図り、日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、相談や情報提供及び助言等を行い、また見舞金を支給します。	★	★	★	住環境政策課

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

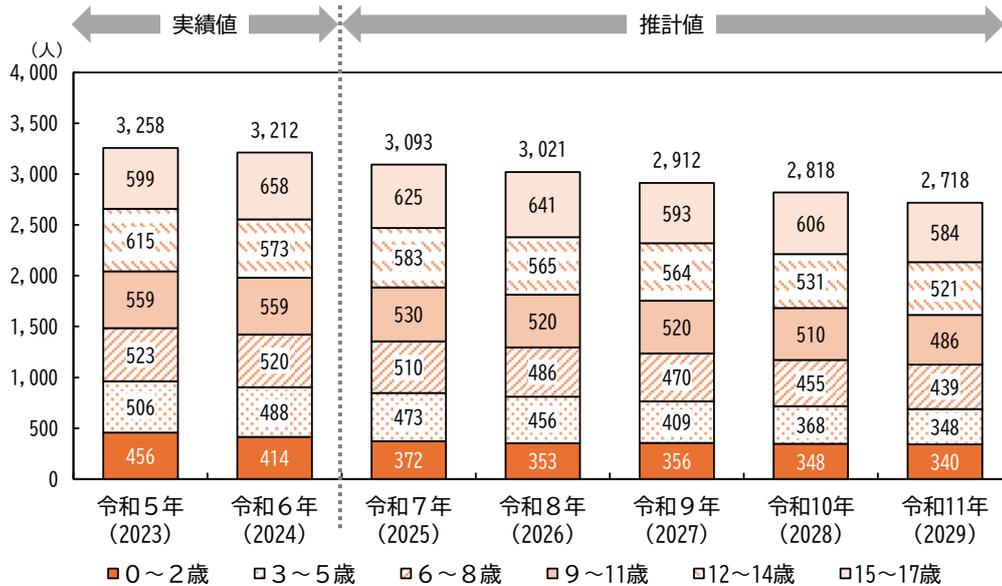
1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本町では現在の小学校区や生活圏を越えて、教育・保育施設や子育て支援サービスが利用されていることや地理的条件等も踏まえ、町全体を1つの教育・保育提供区域として設定します。

2 こどもの人口の推計

将来人口の推計にあたっては、令和2年（2020年）から令和6年（2024年）の5か年の住民基本台帳の各年4月1日の実績データに基づき、1歳以上の人口については、コーホート（性別・1歳階級別）変化率法を用いて推計し、0歳児の人口については過去の出生人口と15～49歳女子人口との比率（女性子ども比）により推計しています。0～17歳の子ども人口は微減傾向で推移し、令和6年（2024年）の3,212人から令和11年（2029年）には2,718人となると推計されます。



	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	138	111	120	118	115	112	110
1歳	164	141	114	123	121	118	114
2歳	154	162	138	112	120	118	116
3歳	153	158	160	137	111	119	117
4歳	180	155	159	161	138	112	120
5歳	173	175	154	158	160	137	111
6歳	175	169	169	149	153	154	133
7歳	178	172	168	168	148	152	153
8歳	170	179	173	169	169	149	153
9歳	182	168	179	173	169	169	149
10歳	208	182	168	178	172	168	168
11歳	169	209	183	169	179	173	169
12歳	202	170	211	184	169	179	174
13歳	202	203	170	212	184	169	179
14歳	211	200	202	169	211	183	168
15歳	191	223	206	209	175	219	188
16歳	236	193	223	206	209	175	219
17歳	172	242	196	226	209	212	177
計	3,258	3,212	3,093	3,021	2,912	2,818	2,718

3 子ども・子育て支援事業についての考え方

(1) 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する事業等

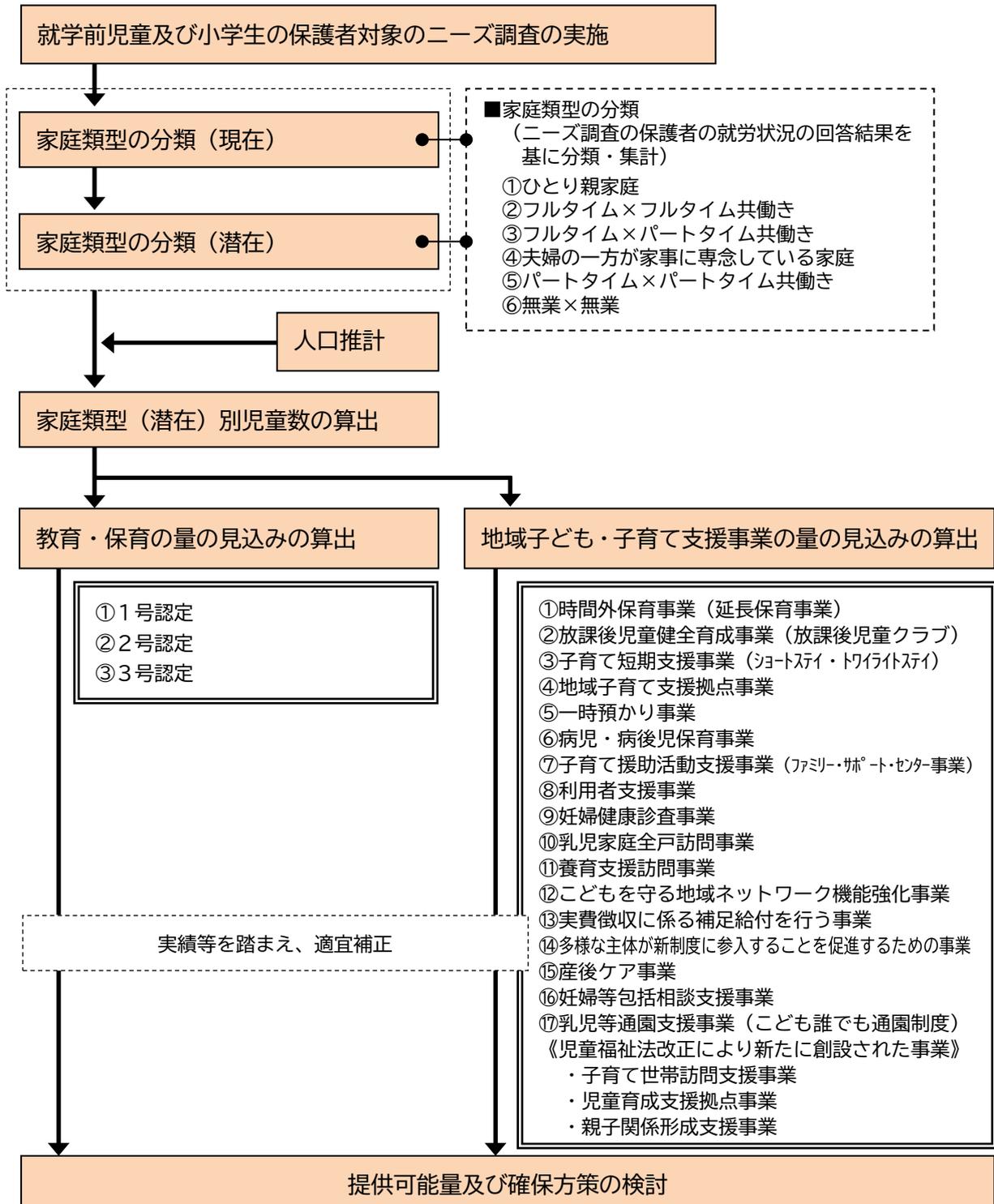
基本指針では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、その量の見込み（潜在的なニーズを含む利用の見込み）とそれを確保するための内容を定めることとされています。本計画で量の見込みと確保の内容を定める事業等は、次のとおりです。

区 分		内 容
教育・保育	(1) 1号認定（3～5歳）	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（認定こども園、幼稚園）
	(2) 2号認定（3～5歳）	保育の必要性がある認定区分（幼稚園、認定こども園、保育所）
	(3) 3号認定（0～2歳）	保育の必要性がある認定区分（認定こども園、保育所、地域型保育施設）
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業
	(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童に放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図る事業
	(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
	(4) 地域子育て支援拠点事業	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育てのさまざまな相談を受けながら、子育て支援を行う事業
	(5) 一時預かり事業	認定こども園・幼稚園における在園児（3～5歳）を対象とした一時預かり（預かり保育）事業と、認定こども園・幼稚園以外の児童（0～5歳）を対象とした、保育所等における一時預かり事業
	(6) 病児・病後児保育事業	病中・病後回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録し、さまざまな育児の手助けを行う事業
	(8) 利用者支援事業	こどもやその保護者が、保育所・幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
	(9) 妊婦健康診査事業	妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、子育てに役立つ情報等を提供する事業
	(11) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
	(12) こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業	※量の見込みの算出等は不要
	(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	※量の見込みの算出等は不要
	(14) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	※量の見込みの算出等は不要
	(15) 産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業
	(16) 妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業
	(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用枠の範囲内で、満3歳未満の小学校就学前こどもが保育所（園）や幼稚園などの施設に通園し、保護者の情報や助言を受ける制度
新規創設事業	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安や負担を抱えた家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を訪問し、支援を実施する事業
	児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童に対して、生活習慣や学習のサポート、食事の提供などを行う事業
	親子関係形成支援事業	子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に、講義やグループワーク等を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業

(2) 量の見込み設定についての考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童及び就学児の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の保育サービスの利用実績等を勘案しながら補正を行いました。

《量の見込み算出の流れ》



4 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児のすこやかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

保育所(園)は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないなど、保育が必要であると認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園、保育所(園)の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設です。

1号認定	満3歳以上で教育を希望している就学前のこども (認定こども園、幼稚園を利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (幼稚園、認定こども園、保育所(園)を利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども (認定こども園、保育所(園)、地域型保育施設を利用)

◆◇ 現 状 ◇◇

令和6年(2024年)4月1日時点で、1号認定は175人、2号認定は308人、3号認定は204人となっています。少子化に伴いこどもの数は減少傾向となっている中で、1号認定は減少しているのに対し、2号認定は増加傾向、3号認定は横ばい傾向の推移となっています。

(単位:人)

			実 績				見込み
			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画値	1号認定	(3歳以上)	258	258	257	262	266
	2号認定	(3歳以上)	287	286	285	290	294
	3号認定	(0~2歳)	306	313	307	298	292
実績値	1号認定	(3歳以上)	242	251	234	204	175
	2号認定	(3歳以上)	283	278	292	297	308
	3号認定	(0~2歳)	210	201	199	214	204

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- 待機児童解消のため、利用定員の弾力化の活用を行います。また、令和8年度（2026年度）より、信貴幼稚園が認定こども園となることから、保育ニーズの高い0～2歳の保育の受け皿の確保を図るとともに、保育士等の確保に努めるなど、引き続き受け入れ体制の強化を図ります。
- 施設の老朽化対策など、適正な施設運営に努めます。

(単位：人)

		令和7年度（2025年度）					令和8年度（2026年度）				
		1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員)		151	326	18	75	98	121	344	21	87	81
② 確保 の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	151	/	/	/	/	83	/	/	/	/
	保育所 (特定教育・保育施設)	/	317	36	88	103	/	317	36	88	103
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	38	33	3	5	11
②-①		0	▲9	18	13	5	0	6	18	6	33

		令和9年度（2027年度）					令和10年度（2028年度）				
		1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員)		105	320	22	92	92	93	285	23	92	92
② 確保 の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	71	/	/	/	/	63	/	/	/	/
	保育所 (特定教育・保育施設)	/	317	36	88	103	/	317	36	88	103
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	34	33	3	5	11	30	33	3	5	11
②-①		0	30	17	1	22	0	65	16	1	22

		令和11年度（2029年度）				
		1号 認定	2号 認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員)		88	270	24	90	92
② 確保 の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	60	/	/	/	/
	保育所 (特定教育・保育施設)	/	317	36	88	103
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	28	33	3	5	11
②-①		0	80	15	3	22

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性のあるこどもについて、通常の利用日・利用時間以外において、保育所等において保育を実施する事業です。

◆◇ 現 状 ◇◇

利用児童数は令和3年度（2021年度）以降、減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）は137人となっています。

(単位：人)

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画値	176	178	176	175	175
実績値	195	201	201	179	141

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- 三郷町の保育園すべてで時間外保育（延長保育）を実施しています。延長保育の受け入れ可能人数は各保育園ともに定員数までの受け入れが可能です。
- 今後もニーズ量を確保できる見込みであるため、利用希望者の受け入れに努めます。

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	164	163	155	146	141
確保方策 ②	164	163	155	146	141
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室や児童館等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

◆◇ 現 状 ◇◇

令和6年（2024年）4月現在、2小学校及び児童館で実施しています。令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により利用児童数が減少しましたが、それ以降は増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）には298人と、計画値を上回っています。

（単位：人）

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画値	309	305	296	290	288
(うち低学年)	248	248	238	234	232
(うち高学年)	61	57	58	56	56
実績値	336	288	294	300	303
(うち低学年)	234	231	217	228	230
(うち高学年)	102	57	77	72	73

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- 現在の定員で、ニーズ量は確保できていますが、利用人数が増加し、著しく定員を超過する場合は、受け入れの方法等を検討します。

（単位：人）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	293	285	282	274	267
1年生	76	73	73	71	69
2年生	80	78	77	75	73
3年生	65	63	62	61	59
4年生	45	44	43	42	41
5年生	19	19	19	18	18
6年生	8	8	8	7	7
確保方策 ②	440	440	440	440	440
差し引き (②-①)	147	155	158	166	173

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

◆◇ 現 状 ◇◇

令和6年（2024年）4月1日現在、いかるが園、いこま乳児院、愛染寮の3施設に委託しています。利用者数は令和4年度（2022年度）が最も多くなっています。

（単位：人日）

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績値	0	0	30	6	5

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- こどもの安心・安全を確保し、保護者の心身の疲労や社会的な子育ての孤立・負担を軽減できるよう、関係機関と連携を図り、今後も希望者全員が利用できるよう努めるとともに、支援内容の周知及び有効活用を図ります。

（単位：人日）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	27	26	25	24	23
確保方策 ②	27	26	25	24	23
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

◆◇ 現 状 ◇◇

子育て支援センターぴよぴよ（西部保育園）、子育て支援センターちいすてっぷで行っています。令和3年度（2021年度）の利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響で減少しましたが、以降の利用者数は増加しており、令和5年度（2023年度）の利用は6,914人回となっています。
(単位：人回)

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画値	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
実績値	5,173	4,547	5,334	6,914	5,407

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

●子育て世代同士のつながりの場を提供することで、子育ての不安感や悩みの軽減を図ります。
(単位：人回)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	5,640	5,352	5,398	5,276	5,155
確保方策 ②	5,640	5,352	5,398	5,276	5,155
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園における一時預かり事業

幼稚園、認定こども園において、1号認定を対象に通常の教育時間の前後や長期休業中などに教育を行う事業です。

◆◇ 現 状 ◇◇

利用児童数は概ね横ばい傾向となっています。

(単位：人日)

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績値	164	180	162	148	164

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

●今後もすべての利用希望者が利用できるよう、実施園等の充実を図ります。

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	268	267	248	227	219
確保方策 ②	268	267	248	227	219
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

② 幼稚園以外における一時預かり事業

保護者の病気等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童を保育所等で保育する事業です。

◆◇ 現 状 ◇◇

利用児童数は各年度でばらつきがあり、令和5年度（2023年度）には113人日／年となっています。

（単位：人日）

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績値	0	13	92	113	192

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

●令和6年度（2024年度）より、新たに一時預かり施設が増えたことにより、利用希望に対応できる体制となっています。

（単位：人日）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	205	198	191	183	176
確保方策 ②	205	198	191	183	176
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

入院が必要でなく、重度でない病気のこどもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等または児童の家庭において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

◆◇ 現 状 ◇◇

令和2年(2020年)1月より、奈良県西和医療センター敷地内に西和5町の共同で病児保育施設を整備し、事業を実施しています。利用者数は各年増加傾向にあります。

(単位：人日)

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績値	23	40	26	106	72

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- 事業の利便性向上のため広域利用に関する協定を続けるとともに、適宜広報等を行い、周知に努めます。

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	98	94	91	87	84
確保方策 ②	98	94	91	87	84
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのサポートをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての応援がしたい人（サポート会員）が地域で子育てを支え合う会員組織・有償ボランティア事業です。

◆◇ 現 状 ◇◇

サポート会員研修会やファミサポ交流会など、広報活動に努めたことにより、全体の活動数は増加傾向となっています。

（単位：人日）

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績値	69	243	237	332	182

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- 利用者のニーズに応じた適切な援助活動が実施できるよう、引き続き新規サポート会員講習会やサポート会員研修会等を通じて資質向上に努めます。
- 広報活動等の工夫に努め、広く当事業を知ってもらうことで、さらなる会員数の増加や相互援助活動の促進を図ります。

（単位：人日）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	306	295	285	273	262
確保方策 ②	306	295	285	273	262
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない継続的な相談・情報提供・助言・支援プランの作成、関係機関との連携・調整を図り、子育て世代の不安や悩み等への支援を行う事業です。「基本型」と「特定型」、「こども家庭センター型」があります。

◆◆ 現 状 ◆◆

本町では、平成 30 年（2018 年）4 月より、子育て世代包括支援センターを 1 か所整備し、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図っています。

(単位：か所)

	実 績				見込み
	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
実績値	1	1	1	1	1

◆◆ 量の見込みと確保方策 ◆◆

- 育児負担の増大や地域での孤立などの子育て家庭が抱える課題の解決に向けて、必要な支援が円滑に利用できるよう、相談員の資質向上に努めます。
- 関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを進め、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすための手法等について、引き続き研究・検討を進めます。

(単位：か所)

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み ①	1	1	1	1	1
確保方策 ②	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査

妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安全・安心な出産ができる体制の確保を目的とした事業です。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

◆◇ 現 状 ◇◇

県内の委託医療機関における妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施しています（県外医療機関で受診した健診費用については、申請により費用助成を実施）。令和5年度（2023年度）は、1,532人回となっています。

（単位：人回）

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画値	2,290	2,239	2,176	2,138	2,100
実績値	1,948	1,879	1,616	1,532	1,036

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- 妊娠届出時に妊婦健診を受ける必要性を説明し、安心して妊娠・出産できるよう引き続き必要な健診を受診するよう勧奨するとともに、医療機関や関係機関と連携し、妊娠や出産に係る情報提供を行うなど、妊婦の支援に努めます。

（単位：人回）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,323	1,301	1,268	1,235	1,213
実施体制（確保方策）	実施機関：三郷町 実施体制：委託医療機関などにおいて実施				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◆◇ 現 状 ◇◇

出生時すべてに保健師による訪問ができています。

(単位：人)

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績値	141	126	125	102	110

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- 家庭訪問などにより、乳児及び保護者の心身状況や養育環境を把握し、情報提供や適切な支援につなげます。

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	120	118	115	112	110
実施体制（確保方策）	実施機関：三郷町 実施体制：保健師、助産師などによる訪問				

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆◇ 確保方策 ◇◇

- 現状、養育支援家庭全てに保健師による訪問ができているため、今後も継続的に実施します。

(12) こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童連絡協議会（こどもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

◆◇ 確保方策 ◇◇

- 関係機関と連携やケース記録等の電子化を行うとともに、「三郷町要保護児童対策地域協議会」が迅速かつ適切な対応及び支援ができるよう取り組み、早期発見・早期対応・継続的な支援に向けきめ細かなネットワーク体制を整えます。

(13) 実費徴収に伴う補足給付を行う事業

保護者の所得等の状況を勘案して、保護者が負担する日用品、文具等、副食費等実費徴収に係る費用の一部を助成する事業です。

◆◇ 確保方策 ◇◇

- 令和元年（2019年）10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園に通う年収360万未満世帯や第3子以降のこどもがいる世帯等に対して、当事業により副食費の助成をします。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

また、就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行います。

◆◇ 確保方策 ◇◇

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する相談や支援を行います。また、多様な集団活動を利用する保護者の経済的負担を軽減します。

(15) 産後ケア事業《新規》

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

◆◇ 現 状 ◇◇

出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定を促進し、母子とその家族がすこやかに育児できるよう、医療機関等と連携を図りながら支援しています。

(単位：人日)

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績値	10	5	15	36	36

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- 医療機関等との連携を図り、引き続き安心して子育てができるように支援をします。
- 近隣自治体の実施状況や既存の類似事業を整理し、事業を展開していきます。

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	29	29	29	29	29
確保方策 ②	29	29	29	29	29
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

(16) 妊婦等包括相談支援事業《新規》

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

◆◇ 現 状 ◇◇

(単位：件)

	実 績				見込み
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績値	188	157	144	141	145

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- 妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認し、個々の状況に寄り添った支援へとつなげていきます。

(単位：件、回)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込 ①	妊娠届出数	131	128	125	122	120
	1組あたり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	393	384	375	366	360
確保方策 ②		393	384	375	366	360
差し引き (②-①)		0	0	0	0	0

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）《新規》

就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、内閣府令で定める月一定時間までの利用枠の範囲内で、満3歳未満の小学校就学前こどもが保育所(園)や幼稚園などの施設に通園し、遊びや生活の場を利用し、こどもとその家庭を応援する制度です。

乳児等通園支援事業の利用終了後については、地域の教育・保育施設と連携し、利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することや、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

◆◇ 量の見込みと確保方策 ◇◇

- 公立保育園にて一般型を実施し、さらに私立保育所や令和8年4月に開園する認定こども園等では空き定員を活用することで必要な受け入れ枠の確保を図ります。

(単位：人)

		年齢	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①	利用者数	0歳児	10	9	9	9
		1歳児	12	12	11	10
		2歳児	3	4	4	4
		合計	25	25	24	23
	必要受入時間数	0歳児	100	90	90	90
		1歳児	120	120	110	100
		2歳児	30	40	40	40
		合計	250	250	240	230
	必要定員(※)	0歳児	1	1	1	1
		1歳児	1	1	1	1
		2歳児	1	1	1	1
		合計	3	3	3	3
確保方策 ②			3	3	3	3
差し引き (②-①)			0	0	0	0

※必要定員＝必要受入時間数÷176時間（1日：8時間×1ヶ月：22日）

■児童福祉法改正により新たに創設された事業

子育てに困難を抱える世帯が増えている状況に対応するため、国において、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図る「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が令和4年（2022年）6月8日に成立し、令和6年（2024年）4月1日に施行されました。

具体的には、要保護児童等への支援の市町村業務への追加、支援を要する子どもや妊産婦等へのサポートプランの作成とともに、訪問による家事支援等の事業の創設等などが盛り込まれました。

◆◇ 新たに創設された3事業 ◇◇

子育て世帯訪問支援事業	0～18歳未満を対象に、家事・子育て等に不安や負担を抱えた家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を訪問し、支援を実施する事業です。
児童育成支援拠点事業	12～18歳未満を対象に、家庭や学校に居場所のない児童に対して、生活習慣や学習のサポート、食事の提供などを行う事業です。
親子関係形成支援事業	0～18歳未満を対象に、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に、講義やグループワーク等を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

◆◇ 確保方策 ◇◇

- 近隣自治体の実施状況や既存の類似事業を整理し、実施方法を検討していくとともに、関係団体との連携により潜在ニーズの把握に努めます。
- 支援を必要とする家庭に対してより確実に支援を届けられるよう、抱える不安や悩みを傾聴し、家庭や養育環境を整えることにより虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取り組みを推進していきます。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、町民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。

そのため、町民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、広報誌や町ホームページ等の多様な媒体を活用し、町民への周知徹底を図ります。

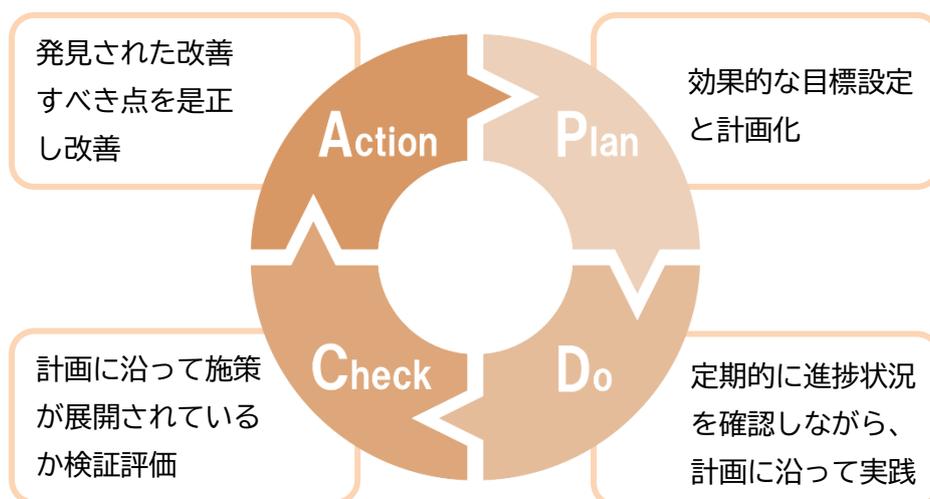
2 計画の点検・評価

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

※PDCAとはPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の5段階を繰り返すことによって、業務を継続的に検証・改善する手法

《PDCAサイクル》



3 計画の推進体制

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークをつくり、推進していきます。

また、国、奈良県の各関係機関とも連携を図っていきます。

1 計画の策定経過

年月日	会議・調査等	概要
令和6年(2024年) 7月1日	第1回 子ども・子育て会議	(1) アンケート調査票について
7月24日～ 8月19日	アンケート調査の 実施	町内の就学前児童及び小学生児童・中学生の保護者、小学校高学年、中学生、若者(16～39歳)を対象に実施 (詳細は、第2章「6 アンケート調査等からみた子育ての状況」を参照)
8～9月	アンケート調査の 実施	乳幼児健診に来られた保護者の方を対象に実施 (詳細は、第2章「6 アンケート調査等からみた子育ての状況」を参照)
10月15日～ 11月1日	こどもの意見聴取 (ヒアリング)の実施	三郷小学校、三郷北小学校、三郷中学校の児童生徒を対象に実施
11月28日	第2回 子ども・子育て会議	(1) 三郷町子ども・子育て・若者支援に関する アンケート調査報告書について (2) 三郷町こども計画(素案)について
令和7年(2025年) 1月30日	第3回 子ども・子育て会議	(1) 三郷町こども計画(案)について
2月14日～ 2月21日	パブリックコメント の実施	

2 三郷町子ども・子育て会議条例

平成26年3月25日

条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、三郷町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令5条例9・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 法第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (3) 子ども・子育て支援 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。

(所掌事務)

第3条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(令5条例9・一部改正)

(組織)

第4条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第8条 委員及び臨時委員は、会議で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、こども未来創造部こども未来課において処理する。

(平30条例8・一部改正)

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月19日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月22日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 三郷町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

選出項目	団体等	氏名	備考	
子どもの保護者	義務教育就学前児童保護者代表 (南畑PTA会長)	毛利 可奈子		
	小学校修了前児童保護者代表 (三小PTA会長)	寺川 彰		
子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	西部保育園 園長	細木 幸子		
	保育園代表 勢野保育園 園長	村井 徹也		
	希望ヶ丘保育園 園長	小森 芳枝		
	地域型保育 事業代表 ビオスキッズ保育園	北 眞美		
	幼稚園代表	南畑幼稚園 園長	西村 奈可	
		愛の園幼稚園 園長	大澤 星一	
	小中学校 代表	三郷小学校 校長	吉田 誠剛	
		三郷北小学校 校長	片山 登志男	
		三郷中学校 校長	森本 徹	
	子育て支援 代表	特定非営利活動法人 親子広場さんごう 理事長	田中 典子	副会長
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	奈良学園大学人間教育学部 教授	高岡 昌子	会長	
その他町長が適当と認める者	住民福祉部長	辰巳 政行		
	教育委員会 教育部長	渡瀬 充規		
	奈良県郡山保健所 健康増進課 主幹	上羽 累理	臨時委員	

任期：令和6年3月11日～令和9年3月10日（臨時委員は令和7年3月31日まで）

4 用語解説

あ 行

インクルーシブ

「Inclusive」。直訳で、「包み込むような／包摂的な」を意味する。障がいの有無や国籍、人種、年齢、性別などに関係なく認め合い共生できる、さまざまな背景を持つあらゆる人が排除されない社会を“インクルーシブ社会”と言う。

インクルージョン

「inclusion」。直訳で、「包括」「包含」「包摂」などを意味する。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。

か 行

虐待（児童虐待）

保護者とその監護する児童に対して行う、身体的、性的、心理的、ネグレクト（育児放棄）の4種の行為で、法律上禁止されている。

協働

同じ目的のために、力をあわせて働くこと。複数の人や団体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を活かしながらお互いに協力・連携すること。

合計特殊出生率

女性の15歳から49歳までの各歳ごとの出生率（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）を合計したものの。一人の女性が生涯に産む平均のこどもの数に相当する。

子育て支援センター

子育て家庭などに対する育児・子育て支援を行う総合的な拠点施設。親子が自由に遊べる場や、親同士の交流・学習の場を提供するとともに、子育てに対する不安解消のため、さまざまな相談対応や子育てに関する情報提供、子育てサークルなどへの支援活動などを展開している。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に担う施設で、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を行うことを目的としている。児童福祉法の改正によって令和6年度（2024年度）から設置が努力義務となった。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年（2022年）6月に成立し、令和5年（2023年）4月に施行された。すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

子ども・子育て支援法

すべてのこどもに良質な成育環境を保障するため、こども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築などの措置を講ずるための法律。本法に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域のこども・子育てを支援することになる。

こども食堂

こどもやその保護者、地域住民を対象に、食事などの提供を行うことで、こどものすこやかな成長を支えるとともに、こどもが地域の人々とふれあい、豊かな人間性と社会性を身に付けることができる場所のこと。

こども大綱

こども基本法に基づく大綱で、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしている。

こどもの貧困

経済的な困窮だけでなく、学習や生活、心理などさまざまな面において、こどもの後の人生に影響を及ぼす問題のこと。

コーホート変化率法

各コーホート（ある年（期間）に生まれた集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

さ 行

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもがすこやかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年（2005年）4月から平成27年（2015年）3月までの10年間の時限立法。令和6年（2024年）5月の改正により、法律の有効期限が令和17年（2035年）3月31日まで10年間再延長された。

児童委員

児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

児童扶養手当

ひとり親などの養育者を対象に、こどもの養育のために支給される手当のこと。

スクールカウンセラー

学校などにおいて、いじめや不登校、児童・生徒の生活上の問題やさまざまな悩みの相談に応じて、助言などにより児童・生徒の心のケアを行うとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門職のこと。

世代間交流

地域の高齢者と子どもたちといった世代の異なる人が学校や地域の行事などに集い、それぞれが持つ能力や経験を活かした交流をすることによって、地域コミュニティの再構築を図る取り組み。

た 行

地域子育て支援拠点

地域において、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助及び子育て親子の交流等を促進する子育て支援の拠点。

特定教育・保育施設

認定こども園、幼稚園、保育所などの施設型給付を受ける施設のこと。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

は 行

バリアフリー

高齢者や障がいのある人をはじめ、妊産婦や乳幼児連れなどの子育て家庭を含む、すべての人にとって、社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を改善し、自由に活動できる生活空間のあり方のこと。建物や道路の段差解消など、生活環境上の物理的障壁の除去に加えて、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期（当計画では6ヶ月以上）にわたって失われている状態のこと。

ま 行

民生委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるとともに、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねており、民生委員・児童委員と呼ばれている。

や 行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るために設置する協議機関のこと。要保護児童などに関する情報やその他要保護児童などの適切な保護・支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童などに対する支援の内容に関する協議を行う。

ら 行

ライフステージ

人の一生を乳幼児期・学齢期・妊娠期・壮年期・中年期・高齢期などに区切った、それぞれの段階のこと。

療育

障がいのある乳幼児・児童に対し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、障がい特性に応じた福祉的・心理的・教育的及び医学的な援助のこと。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての人が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

A～Z

ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT(Information Technology：情報技術)の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

三郷町こども計画

(令和7年3月)

(令和8年3月改訂)

編集・発行

三郷町 こども未来創造部 こども未来課

〒636-0812 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目2番1号

電話：0745-43-7322 F A X：0745-31-0660
